

徳川期石炭業における技術・経営・賃労働

Murakushi, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

52

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

89

(発行年 / Year)

1984-05-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030440>

徳川期石炭業における技術・経営・賃労働

村 串 仁三郎

目次

はしがき

一、徳川期における在来石炭業の概観

二、在来石炭業の採炭技術の発展水準

(1) 一八世紀末の採炭技術

(2) 一九世紀中葉に至る採炭技術の革新

(3) 幕末の在来大炭坑における採炭技術の到達水準

三、在来石炭業の経営

(1) 在来石炭業の経営形態

(2) 頭領制の形成

(3) 頭領制の下での納屋制度の形成

四、在来石炭業における賃労働の形成

(1) 藩政府の賃労働政策

(2) 自由な坑夫の集積と炭坑労働市場の形成

あとがき

私はかつて、国連大学の『技術の移転・変容・開発—日本の経験』という研究プロジェクトに参加して、『日本石炭業の技術と労働』（一九七九年刊）と題し、日本の石炭業の近代化過程を論じたことがある。このパンフレットは、もともと外国向けに書かれたこともあって、あまり問題を専門的に論じることが出来ず、叙述も簡略となった。従って、私は、このパンフレットでは論じ尽せなかった論点をいつか詳述したいと思っていた。

小論で論じようとするテーマは、このパンフレットで論じ尽せなかったテーマの一つである。「在来石炭業の発展」に関する問題である。そもそも徳川時代の石炭業というと、人は奇異に感じるかも知れない。日本経済史に関心をもつ人でさえ、徳川時代の日本に石炭業が一定程度発達していた、ということを感じない人が少なくないからである。さきの私のパンフレットは、そうした見解に反省をもとめるだけでなく、徳川期の在来石炭業の発展は、維新後の西欧的な近代石炭業の成立のために大きな役割を果たしたことを実証しようとするものであった。しかしさきのパンフレットでは、在来石炭業についての論述が、二〇〇字づめ原稿用紙で三〇枚程度にすぎなかった。そのため私の意図はあまり十分説得的に果たされなかった。

私は、小論において、パンフレットでは、比較的詳しく論じた在来石炭業の採炭技術について更に詳しく論じただけでなく、殆んど論じられなかった在来石炭業の経営者、とくに請負人、頭領の問題と炭坑労働者の問題についてかなり詳しく論じた。

数年来、私は金属鉱山を含め、徳川期の鉱山労働に関心をもち、細々と研究を続けてきているが、この過程で感じたことは、従来の研究があまりにも徳川期の鉱山労働を隷属的なものと描き過ぎてはいはないか、ということだ

ある。しかも従来の研究では、鉱山労働に関する資料を著しく欠いているため、とかく出来あいの歴史観（日本の封建社会における賃労働についての隷屬性を強調する理論）を下敷に、実態を理論的に切り過ぎていくように感じられてならない。小論は、徳川期の炭坑労働に限って、そうした隷屬性を強調する理論に対する私なりの批判でもある。

一、徳川期における在来石炭業の概観

日本の石炭業は、一七世紀末から成立し、明治維新後に西欧的近代技術によって大きく変革を遂げるまで、在来の石炭業として発展してきた。私がここで在来石炭業と呼ぶのは、西欧的近代技術を移入する以前の日本の石炭業のことである。日本の在来石炭業の歴史は、西欧的な技術に基づく近代的日本石炭業の歴史からみれば、前史をなすが、日本石炭業のトータルな歴史からみれば、日本石炭業の成立期として位置づけられる。何故ならば、明治維新後の近代的石炭業の発展は、在来石炭業の発展を基礎にしてしかありえなかったからである。従って明治維新後の石炭業の発展は、日本石炭業のトータルな歴史からみると、日本石炭業の確立期をなすといわなければならない。わが国では、明治維新後の西欧的技術の移入をもって日本の近代化の開始とみる歴史観が支配的であるが、これは明らかに不当である。

イギリスの在来石炭業は、一五世紀から起り産業革命の直前である一八世紀の中葉まで三五〇年の歴史をもっている。イギリスの石炭業における産業革命が、在来石炭業の発展を基礎に展開されたことを、誰れも疑わない。そしてイギリス石炭業の近代化は、産業革命に先だって発展した炭砒マニュファクチュアの発達によって開始されたことを誰れも否定しないであろう。イギリス石炭業史の研究家ネフは、一六世紀中葉から一七世紀中葉までのイギ

リス石炭業の発展を「初期業産革命」⁽¹⁾と呼んだ。この見解には異論もあるが、彼の意図が産業革命前のイギリス石炭業の近代化の水準を強調しようとしたものであることは、誰れも認めるところであろう。

日本の在来石炭業もまた日本の石炭業における産業革命によって駆逐されつつも、日本の石炭業の産業革命を支える役割を果たすほどに、一定の近代化を達成していたのである。私は、すでに指摘したパンフレットでその点を簡単に論じたところであるが、ここで再び、こうした観点から日本の在来石炭業の歴史を再検討し、それが到達した発展水準を更に詳しく確定したいと考える。

ここではまず在来石炭業の歴史を概括的に示しておきたい。日本の在来石炭業の歴史は、およそ四つの段階に区分することができる。第一段階は、一七世紀末から一八世紀末まで、第二段階は、一八世紀末から一九世紀中頃まで、第三段階は、一九世紀中頃から六〇年代末まで、そして第四段階は、明治維新後から一九世紀末までである。

在来石炭業の第一段階は、在来石炭業の生成期である。日本の歴史文献は、一七世紀末からすでに福岡県の筑前、豊前、山口県の宇部の地方で、かなり広範に石炭が採掘され、薪の代用として使用されたことを示している。例えば貝原益軒の『筑前統風土記』(一七〇三〔元禄一六〕年に脱稿)は、石炭を「燃石」⁽²⁾と呼び、それが筑前の遠賀、鞍手、嘉麻、穂波、宗像、粕屋の諸郡の「山野に有之。村民是を掘り取りて、薪に代用ゆ……烟多く臭悪しといえ共能もえて火久しく有、水風呂のかまにたきてよし。民用に便有。薪なき里に多し」⁽³⁾と記している。石炭は、当初石炭の露頭している地方で、薪の不足に悩む村民が薪の代用として使用するために掘られた。筑前地方で早くから石炭の使用を示す記録が残されているのは、この地方が元来森林に恵まれます、一般に薪不足に悩んでいた⁽³⁾ことに原因がある。

この石炭は、薪の代用として何時頃から商品化されたのであろうか。資料によれば石炭は、一七世紀末にかなり

第1表 筑前藩内の石炭市場
1788(天明8年)

| 需 要 先 | 消費量 t |
|-----------|-------|
| 勝浦、津屋崎両塩浜 | 7800 |
| 和 白 浜 | 390 |
| 博多焼物師 | 600 |
| 浦々の漁焚石 | 300 |
| 計 | 9090 |

注「直方市史」上巻, 601ページ

広範に商品化されていた。例えば、小倉藩の豊前金田地域には、一六八六年から九四年(貞享三年から元禄七年)の間に、四坑から一四坑の炭坑が存在し、これらの炭坑は、藩から「札」を受けて一定額の「銀小物成」⁽⁴⁾を支払っていることを示す資料がある。この事実は、炭坑が単に採炭者の自家用ではなく、商品として石炭を採掘していたことを示している。

筑豊地方で石炭の商品化がはっきり確認されるのは、一八世紀初頭からである。一七二五年(享保一〇年)の宗像郡の勝浦塩浜文書によれば、「塩燃石之儀数十歳芦屋より積直ニ参来り候」⁽⁵⁾云々とあり、一七世紀末から遠賀川流域の産炭地から石炭が商品として芦屋に送られ、芦屋附近の塩浜向に製塩燃料として販売されていたことがわかる。また一七二〇年(享保五年)の資料は、「遠賀郡の焼石が払底して、近辺浦村の漁船が篝火など焚くの難儀し」⁽⁶⁾「それで芦屋沖の平太船持主から、豊前赤池と鞍手郡赤地両所で焼石を買い求め」、塩浜を含む「浦々へ売り渡したいと願ひ出た」ことを示している。尚、この「焼石」⁽⁶⁾とは、コークスであり、すでに石炭がコークス化されて

市販されていたことがわかる。

この二つの資料は、一七世紀末から一八世紀初頭にかけて、北九州地方で石炭が製塩用燃料や漁船の篝火などの産業用に使用されていたことがわかる。しかし石炭の用途はそれに限らなかつた。当時石炭は、都市住民の日用、手工業者の燃料としても販売され、使用されていたのである。例えば、『博多津要録』は、一七三七年(元文二年)の記事で「粕屋、那珂、席田より石炭持出し売候百姓多く」と述べ、福岡藩は、田作りに支障があつてはいけなないと博多市内での石炭売りに制限を加えたことを伝えている。また『石城誌』は、一七六〇年代の後半

第2表 在来石炭業の産出高(推定)

| | | |
|-----|---------------------------------|----------|
| 第1期 | 18世紀末 | 4~5万 t |
| 第2期 | 19世紀20年代 | 12~15万 t |
| 第2期 | 19世紀60年代 | 30~40万 t |
| | { 筑前 豊前 肥前 宇部 三池・高島 | 4万 t |
| | | 2万 t |
| | | 12~18万 t |
| | | 3~5万 t |
| | | 8万 t |

注 諸資料より作成

年(享保九年)に初めて炭坑が開発⁽¹¹⁾されている。こうして在来石炭業は、一八世紀の前半には、筑豊地域から肥前、肥後の地域に拡大していったのである。

この段階の採炭方法は、いわゆる狸掘で、露頭から炭層に向って掘り進み、湧水が激しくなると炭坑を放棄し、新たに坑を開坑するという原始的なものであった。石炭の採掘も当初は農民が農業の余暇に行なったのであろう。しかし市場が徐々に拡大していくに従って、炭坑の規模も拡大し、採炭も集団的に行なわれるようになり、なかには専業者も生れてきたであろう。こうした傾向は、後にみるように一八世紀末になると確認される。一八世紀末の各地の出炭高は、筑前では、一七八八年(天明八年)の場合約一万八〇〇〇トン⁽¹²⁾、宇部では、一七九〇年(寛政二年)頃の場合約一万六〇〇〇トン⁽¹³⁾、高島炭坑でも一七八六年(天明六年)に三八〇〇トン⁽¹⁴⁾、という資料がみられる。総じて一八世紀末の在来石炭業の出炭高は、少なくとも四〜五万トン位ではなかったかと思われる。

頃の、博多「市中にて瓦工及塩硝屋等、此石を買求めて用⁽⁸⁾」いたと記している。因に一七八八年の一資料によると、第一表に示したように筑前藩内で消費された石炭は、製塩用に約八二〇〇トン、博多市内の手工業用六〇〇トン、鑛火用三〇〇トンであった。

以上のように日本の在来石炭業は、一七世紀末から石炭を日用、手工業用、漁業用、製塩用に採掘し、薪に代る低価格の燃料として販売していたのである。市場の拡大は、石炭業の拡大をもたらず。肥後の三池でも、一七二二年(享保六年)に柳河藩の家老小野若狭は、平野山に炭坑を開き⁽⁹⁾、肥前の高島でも、一七八六年(天明六年)に三八〇〇トンの出炭をみせ、唐津でも一七二四

7 徳川期石炭業における技術・経営・賃労働

第3表 筑前地方の出炭高

| 年次 | 出炭高 |
|-------------|---------|
| 1788年(天明8年) | 1万8000t |
| 1804(享和元年) | 3万3000t |
| 1826(文政9年) | 2万8000t |
| 1837(天保8年) | 4万0000t |
| 1839(天保10年) | 3万8000t |
| 1867(慶応3年) | 3万6000t |

注 上段2年は『直方市史』上巻、597、607ページより算出。
文政以下は『福岡県史』第2巻下、260、268、356ページより算出。

第4表 宇部地方の出炭高

| 年次 | 出炭高 |
|-------------|---------|
| 1765年(明和2年) | 3240t |
| 1767(明和4年) | 1万6000t |
| 1801(享保元年) | 1万6200t |
| 1842(天保13年) | 1万8000t |
| 1857(安政4年) | 2万7000t |
| 1868(明治元年) | 5万4000t |
| 1869(明治2年) | 6万0500t |
| 1875(明治6年) | 4万8000t |

注 『山口炭田三百年史』8~29ページより作成。

年間四〜五万トンの出炭規模は、幕末の大炭坑である三池炭坑や高島炭坑の出炭高に相当するが、しかし在来石炭業が産業として名実ともに発達してくるのは、一八世紀末から一九世紀初頭以降である。在来石炭業の第二段階は、新たな市場の拡大を媒介に著しい発展をみせた。この段階には、生産力の著しい発展がみられ、また藩の干渉を受けながらも石炭業は産業として成立していった。

第二段階における在来石炭業の発展をもたらした動因は、市場の拡大である。この市場の拡大は、北九州で行なわれていた製塩における石炭焚が、製塩の中心地である中国四国地方に伝播し、そこに新たな石炭市場を形成したことによってもたらされた。いわゆる瀬戸内の十州塩田は、一八世紀末に至り、製塩の発達とともに燃料の松葉不足と燃料高に悩んでいた。製塩業者は、激しい競争にうち克つために、低価格燃料の石炭に注目したのである。

製塩業史家の渡辺則文氏によると、「安永七年(一七七八年)三月、周防吉敷郡青江浜の江村新右衛門が松葉焚にかわって石炭を使用する道を開き、また東須賀忠右衛門は豊前曾根浜から石炭使用の釜を伝習して帰り、安永七

年九月はじめて三田尻大浜で試みて以来、石炭焚は急速に内海各地の塩田に伝播していった⁽¹⁶⁾ということである。因に、『塩浜覚書』という一八二五年(文政八年)の資料によると、一釜五斗の製塩燃料の代価は、松葉焚が「式匁」

石炭焚が「一匁三分¹⁷⁾」であり、石炭焚が三、四割安であった。こうして石炭は、瀬戸内の製塩用として大幅に使用されるようになっていく。『山口炭田三百年史』は、当時の資料を分析して、一九世紀二〇年代から三〇年代頃の十州塩田の石炭消費量を、年間約一二万八八〇〇トンと推計¹⁸⁾している。

製塩向に市場が拡大したことは、在来石炭業の著しい発展をもたらすことになった。筑前の出炭高は、一八世紀末の一万八〇〇〇トンから一八〇四年（享和元年）の三万三〇〇〇トンへ、一八三七年（天保八年）の四万トンへと増大した。もっとも筑前地方の出炭は、遠賀川の輸送能力が狭隘なために伸び悩んでしまう。他方豊前の出炭高は、明確な資料を欠くが、遠賀川の川舩^{かわぶね}の運航数から推計²⁰⁾すると旅売りといわれる領外向販売量だけで、一八四〇年（天保一三年）に約一万八〇〇〇トン、一八四二年（天保一三年）には約三万五八〇〇トン近くなる。この期には肥前地方は製塩向の新興産炭地として発達してくる。肥前地方では、唐津を中心に一八二〇年代（文政年間）に、新たに多くの炭坑が開発され、約二万トンの出炭をみた。高島炭坑や三池炭坑は、この頃大きく伸びたものと考えられる。

以上のように、一九世紀中葉頃の出炭高は、全体で少なく見積っても一二万トンから一五万トン位になっていたと思われる。市場の拡大は、生産力を高め、炭坑の経営形態や採炭様式に大きな影響を及ぼした。採炭様式についていえば後に詳しくみるように、在来石炭業一〇〇年の技術的蓄積を基礎に、また恐らく先進的な金属鉱山業の技術を移入して、旧来の原始的な狸掘的採炭法から脱し、ある程度意識的な採炭様式を創出し、地表に近い炭層を掘り尽し、幾分とも深層を採掘する採炭方法を考案し、排水にも工夫をこらしていくことになった。

市場と生産の拡大は、炭坑経営にも大きな影響を及ぼすことになった。この時期になると、石炭業の利益に目を付けた藩政府は、炭坑業への統制を強め、一般に各藩は石炭の流通を統制して莫大な利益²²⁾をあげた。福岡藩は、

「仕組法」を制定して、石炭の生産にまで介入し、産炭地に成立しかけた石炭業者の資本主義的發展を抑制し、石炭業者を事実上、藩営企業の請負業的な地位に押しとどめることになった。もともと福岡藩以外の諸藩では、生産局面への統制は弱く、商業資本が介入し、問屋制的な資本主義的炭坑経営もみられた。そしていずれにしろそこに、炭坑の採炭技術の担手であり、労働の組織者であり指揮者である専業の山元とか頭領とか呼ばれる実質的経営者層が形成された。また彼らの下で働く炭坑労働者たちも形成されたのである。この点については後に詳しく論じることにしてしう。

在来石炭業の第三段階は、日本の開港によって開始される。黒船の来日、そして一八五四年（安政元年）の神奈川条約の締結は、日本に寄港する外国蒸汽船への石炭供給を義務づけることになった。開港とともに幕府及び西南諸藩は自から蒸汽船を所有するようになり、その数は次第に増加していった。内外の蒸汽船の石炭需要は、石炭の市場を新たに拡大させることになった。そしてこの蒸汽船の石炭需要は、西洋の産業革命の成果であり、従って日本の在来石炭業は、開港を契機に、市場の面から産業革命の影響を受けることになった。

こうして幕末の石炭の需要は急速に拡大した。一八五八年（安政五年）に幕府が北九州の諸藩に供給を命じた長崎向けの石炭量は、年間六万トン⁽²⁴⁾であった。また幕藩の所有する蒸汽船の数は、一八六一年（文久元年）の七隻から五年後には三六隻になり、一八六八年（明治元年）には六三隻にも達している。これらの船の消費する石炭の量は、隅谷三喜男氏の推計では、慶応初年に六万トン⁽²⁵⁾に達している。以上のように、開港以来、輸出を含め蒸汽船用の石炭需要は、年間十数万トンに達したと思われる。また製塩用の石炭需要も、石炭焚の普及とともに増大し、隅谷氏の推計では、幕末に年間約二七万トン⁽²⁶⁾に達するといわれている。

このように幕末の石炭需要は、年間約四〇万トン近くなるが、これには地売と呼ばれる藩内消費量や拔売りと呼

ばれる非合法の販売量が必ずしも含められていないので、これらを含めると、在来石炭業の産出した石炭高は、もっと増加することが予想される。

このような市場の拡大は、在来石炭業の従来の構造に大きな変化をもたらしたことは云うまでもない。第一に、それは、長崎港に近く、まだ浅層採炭が可能であった肥前、とくに唐津地方の石炭業を著しく盛況にした。唐津地方の出炭量は、一八二〇年代二万トン位であったと思われるが、一八五〇年代の後半の安政期には一三万トン位に伸びた。隅谷氏は、肥前全体で幕末には一八万トン位と推計されている。しかし低コストの唐津炭の存在は、すでに一九世紀中葉以来浅層採炭を終えて生産の停滞していた筑豊の石炭業を更に停滞させることになった。低コストの唐津炭の存在は、従って筑豊地方において、深層採炭それゆえ石炭のコスト高をもたらす多額の投資による大掛な採炭様式の採用を回避させることになった。そのためこの段階では、わが国の在来石炭業における自生的な産業革命の必要性はまだ十分に成熟していなかったと云うことができる。

市場の拡大が在来石炭業の構造に与えた第二の変化は、炭質がよくその他の経営条件の良い一部の炭坑に限られているが、炭坑の大規模化をもたらしたことである。高島炭坑、三池炭坑などがそれである。この点は後に詳しく検討することにしてしよう。第三の変化は、これも一部にはあるが、在来石炭業の西欧的技術による変革の試みが生じてきたということである。この試みは、一八五八年(安政五年)に高島炭坑において開始された。当時のイギリス外交官オールコックは『大君の都』の中で、「この大名(佐賀藩主のこと―引用者)かあるいは九州の他の大名だったかが、オランダ人を通じて、炭鉱の能率をあげる助けになるようにと蒸気機械を発注した」と指摘している。この指摘は、高島炭坑についてであることは、一八五八年(安政五年)に高島炭坑を調査したオランダ人の報告⁽³⁰⁾によって明らかであり、また高島炭坑に関する当時の文書に、機械購入代金の記事⁽³¹⁾があることによって明らかで

ある。しかしこの試みは失敗した。オールコックは、大名が「機械をつかえば労働者の口からパンを奪うことになるといった」⁽³²⁾「論法」を主張したので、機械化が進まなかったかの如く指摘しているが、これはあくまで彼の憶測で、真の原因は明らかではない。私は、むしろ機械化を指導する技術者を欠いた事が「そこで機械は、……なんの役にも立たず台なしになったままほうりだされている」⁽³³⁾理由だったのではないかと考える。高島炭坑の西欧的技術による近代化は、周知のようにその後、一八六八年（慶応四年）からグラバーの協力をえて成功することになる。

もう一つの試みは、幕府による北海道の茅沼炭坑の開発⁽³⁴⁾であった。幕府は、神奈川条約に沿って函館で外国蒸汽船に石炭を供給する必要を感じたため、一八五六年（安政三年）から石炭の調査を行ない、在来的方法で採炭を開始したが、不慣れのため成功せず中止した。この過程で幕府は、西欧技術の導入による開発を思い立ち、一八六二年（文久二年）にアメリカ人技師ブレイク、パンペリーを招聘して地下資源の調査を行ない、一八六四年（文久四年）に茅沼炭坑の開発に取り組むことになった。幕府はイギリス人技術者ガールを招いて炭坑の開発を行なったが、蒸汽機関や捲揚機は使用されず、在来水準をほとんど超えるものではなかったようである。北海道における炭坑の西欧的近代化は、維新以後のことである。

在来石炭業の第四段階は、明治維新後から始まる。維新後の日本の石炭業は、西欧的技術に基づく近代石炭業としてのみ発達したのではない。維新変革による鉱山解放は、維新後の民生の解放、石炭市場の拡大に対応して、在来石炭業の著しい活性化をもたらした。特に肥前地方の在来石炭業の活発化は目醒しかった。維新後の石炭業の西欧的近代化は、一方では、維新时期までに蓄積してきた在来石炭業の技術を基礎に、他方では、維新後に簇生してきた在来石炭業の集積をテコとしてはじめて実現されていったのである。そして維新後に在来石炭業は、自から一部に西欧技術を導入して近代化をはかりつつも、大方は、新たに形成されてくる近代的な石炭業との競争に敗北し

て、明治二〇年代から三〇年代にかけて、駆逐され、その歴史的使命を終えたのである。⁽³⁶⁾

一〇注

- (1) J. V. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, vols. 1, pp. 133-264. 参照。
- (2) 『貝原益軒全集』第四卷、六七四ページ。
- (3) 福岡藩内の薪不足については、長野誠「福岡民政誌略」の「林政の大意」の節を参照。『福岡県史資料』第一輯所収。
- (4) 『福岡県史』第三巻下、五一五～六ページ。
- (5) 松崎武俊「近世筑豊の石炭にかんする覚書」、『エネルギー史研究ノート』No. 3, 一九七五年五月、三ページ。
- (6) 『福岡県史』第二巻下、一三三四ページ。
- (7) 『福岡県史資料』第九輯、一四七ページ。
- (8) 『福岡県史』第一巻下、一三六ページ。
- (9) 市史編集委員会編『大牟田市史』上巻、七二一ページ。
- (10) 『城島氏文書』、長崎県立図書館渡辺文庫。
- (11) 川内昇『多久石炭の話』、一九七二年、五ページ。
- (12) 『直方市史』上巻、六〇二ページ。
- (13) 『山口炭田三百年史』、八ページ。
- (14) 前掲『城島氏文書』。
- (15) この点については後に詳しく論じる。
- (16) 渡部則文『日本塩業史研究』、一九七一年、二四五ページ。
- (17) 同上、二四五ページ。
- (18) 『山口炭田三百年史』、八ページ。
- (19) 第三表を参照。
- (20) 『田川市史』、上巻、八四〇ページ。

- (21) 明治一四年『鉱山沿革調』(『明治前期肥前石炭鉱業史資料』所収)から推計。
- (22) 仕組法下の炭坑経営については後にもう一度ふれることになる。
- (23) 炭坑の経営者についても後にふれる。
- (24) 『福岡県史』第二巻下、三三二―三三三ページ。
- (25) 『日本石炭産業分析』九七―八ページ。
- (26) 同上、九六ページ。
- (27) 前掲『鉱山沿革調』より推計。
- (28) 『日本石炭産業分析』九八ページ。
- (29) オールコック『大君の都』、岩波文庫版中巻、三四二―三四三ページ。
- (30) この点については後にふれるようにカッテンディーケの著書にみられる。
- (31) 『高島石炭坑記』の巻一にこの機械が六、七千両に相当し、グラバーと藩との合営に際し、この代金が佐賀藩の現物投資として考慮される旨の指摘がある。『明治前期肥前石炭鉱業史料集』、二五一―二二二ページ。
- (32) 『大君の都』中巻、三四二―三四三ページ。
- (33) 同上、三四二―三四三ページ。
- (34) この点については拙稿『日本石炭業の技術と労働』で詳しく分析したので参照されたい。
- (35) この点については最近多くの研究が進められたが、さしあたり片山敬次「官営による茅沼炭鉱の開発」、『新しい道史』、二一―、一九六四年一月二〇日号参照。その近代化の評価については前掲の拙稿、三七―八ページを参照されたい。
- (36) この点については、前掲拙稿で詳しく論じたところである。

二、在来石炭業の採炭技術の発展水準

(1) 一八世紀末の採炭技術

在来石炭業は、たしかに西欧技術の導入によって開発された維新後の近代的石炭業と較べると、市場も狭隘で経

第5表 高島炭坑の出炭高

| 年次 | 出炭高 t |
|---------------|-----------|
| 1786 (天明6) 年 | 3840* |
| 1855 (安政2) 年 | 2万4900** |
| 1870 (明治3) 年頃 | 2万4300*** |

注 *は『城島氏文書』
 **は『松の落葉』
 ***は『高島石炭坑記』より作成、
 それぞれ本文参照。

るのである。例えば、こうした見解は、慶応四年に近代化された高島炭坑が、在来技術の上に接木的に開発された事を見ないで、西欧技術の導入だけを見て高島炭坑の到達していた在来技術の水準を無視乃至過小に評価し、当初の高島炭坑の近代化を過大に評価することになっている。因に、一八七〇年(明治三年)の近代的高島炭坑の出炭高は、二五年前と変らなかつたのである。

一七世紀末から一八世紀末までの採炭方法は確かに露頭の石炭を採掘する「はぐり掘り」というきわめて原始的な方法から出発して、炭層に沿って開坑して掘り進み、排水や通風が困難になると坑を放棄して別の坑を開く、といった典型的な「たぬき掘り」が支配的であった。しかしこうした原始的な「たぬき掘り」も、一八世紀末になると、一定の進化をみせ、意識的で明確な採炭技術をもった採炭様式に成長してくるのである。例えば、一八世紀末の唐津地方の炭坑の状態を寸描した木崎盛標の『肥前物産考』の中の絵図と記述は、当時の炭坑の採炭様式と採炭

営規模も小さく、採炭技術も未熟であった。しかしそこには一〇〇年以上にわたって蓄積されてきた採炭技術を保持していたことも否定できない事実である。従ってこれまでの炭坑史家のように、在来石炭業の採炭技術を一括して「たぬき掘り」とみなすことは、事態をあまりにも単純化するものである。例えば、日本石炭業史研究の草分である遠藤正男は、徳川期の採炭技術が「明治初期迄に稍々改良され変遷した事は争われないが本質的な変遷では勿論なかつた」と主張している。このような主張は、当時徳川期の炭坑資料があまり発掘されていなかつた事による誤解であるが、こうした傾向は今日まで支配的である。しかもこうした見解と裏腹に、明治初年代の西欧式炭坑開発が事実分析なしに過大に評価されている

技術の到達水準を示すものとして大変に興味深い。

木崎盛標は「石炭のほり所は国により処々によりて違ふ也」、「山を見立てて掘る」と述べている。いうまでもなく炭坑は、炭層を発見してそこに坑道を掘り、炭層から石炭を採取する生産機構のことである。炭坑の組織者あるいは管理者は、経営形態の如何を問わず、炭層、地形、地質についての一定の知識を持っていなければならない。木崎は、「炭のあり所低きは炭の上品也」と云い、「うわ石」、「次石」、「底石」などと炭層の質を分けて呼び、岩盤を「天井岩」と呼び断層について論じ、炭層の間の狭はさまについても「焼もの」「罫石」と特殊な呼称でとらえている。ここには、すでに炭層や地層、地形についての一定の知識が、炭坑経営者層、炭坑專業者層の中に客観的に形成され、一般化されている。これらの知識は、採炭技術の一要素である。

木崎は、開坑の方式についても明確に指摘している。立坑は「釣瓶掘」と呼ばれ、「先つ豎に掘り又横にほる」と指摘されている。横坑は「石ある所低きは山根より直に横に入る」、斜坑は「走込」といわれ、「石の有る所山根にある所は見立次第に山を穿ち石炭にあたりて夫より横に掘入る」などと指摘されている。このように開坑の方式は、それぞれの地形、炭層の賦存状況に基づいて一定の方法として規定されている。坑道については、「石炭の有り所次第にてまぶの中左りへも右へも幾筋も掘入る」と指摘され、本坑道の開きと共に、左右に片盤坑を掘る方法が確認される。支柱についても「木の柱を丈夫にたてて掘入る」とあり、また切羽については「危く気遣ひの所には石を柱のごとく切りのこし」て、素朴な残柱式採炭法が試みられていることがわかる。

在来石炭業の最大の隘路は湧水の処理であるが、木崎はこの点について次の如く指摘している。立坑では「出水多く水溜り強き故に水も釣瓶にて汲とり、石炭をつり揚る」と云い、石炭の搬出方法と同様な釣瓶式排水方法が指摘されている。横坑については、後に「からしき掘り」と呼ばれる方法が指摘されている。それは「成り丈けむか

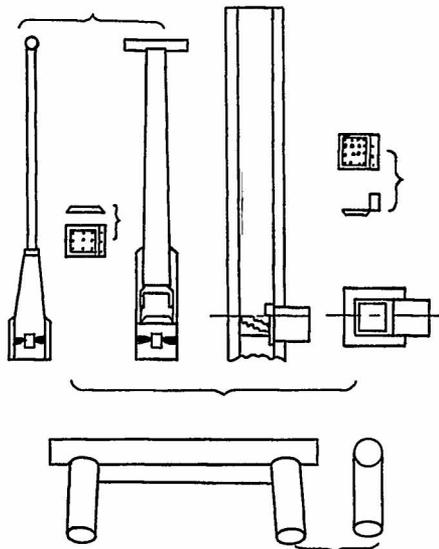
ふ底にほらず」、炭層を水準より上に向って掘り掘進していき、湧水を自然に坑外へ流出させる方法である。炭層が水準以下に傾斜していて石炭を掘り下げていく斜坑の場合は、湧水が坑底に溜るので、これを「スホンにて水をかへ取る」と指摘されている。スホンとは「寸法樋」とも書かれ、

手動の単純な排水ポンプのことであり、佐渡の金属鉱山では一七世紀初頭から、筑前でも一八世紀末に使用された。例えば、肥前の内野荘の『済民草書』（一七九五年刊）によると、スホンは「筒恒は二三丈の大竹の節を通して其上を縄を以て巻

き其竹の中に小竹を入れて其本を酒をまぶすふり如きものを作りて下の水を引き上るなり、……某五六年前に糟屋郡の石炭掘に教え作らしめたり」とある。これは恐らく金属鉱山から伝播してきたものと思われる。しかし木崎は、「まぶの真深く成りて曲もおほくなればスホンも段々続足しがた」くなるとのべ、そこで「少々掘りしめ溝を付けて水を流す」排水坑の存在を指摘している。この技術は、測量の知識なしには成立しないものである。

木崎は通風について特に記していないが、自然通風が充分考虑されていたと思われる。燈火は「さざいがらへ火をともし」、坑内照明としたとあるのみである。採炭は、「霍くわの糞ぼん」を使用し、石炭は「ずりと言竹籠」に入れて人背によって搬出されるか、約瓶式に巻揚げられた。また主要坑道では「車八寸」（二四センチ）の四輪車も使用さ

第1図 寸法樋の分解図



『明治前日本鉱業発達史』194ページより作成

れたことが指摘されている。坑外運搬には「土場出し車」が使用され、炭坑近くの河川岸の貯炭場（土場）への石炭運搬には、牛馬も使用された。

以上のように、一八世紀末の唐津地方の炭坑経営には、初歩的かつ素朴ではあるが、一定の採炭技術が形成されていることがわかる。しかしこれは、西欧的な近代的炭坑の大規模かつ計画的な採炭法からみれば、幼稚であり「たぬき掘り」と云われてもやむをえないが、他面では、ここは、近代的炭坑の機械的部分を省けば近代的炭坑の原型が形成されているのである。炭坑を一つの機構とみれば、ここに初歩的ながら基本的機構についての知識、機構創出の技術が形成されていると云わなければならない。しかもこの技術は、先進的な当時の金属鉱山の採炭技術と較べれば、それほど高度なものではなかったのであり、在来石炭業に容易に普及しうる水準のものであった。

二の(1)の注

- (1) 九州日報『九州産業大観』、一九三六年、一五〇ページ。
- (2) 例えば、朝日新聞西部本社編『石炭史話』、二六ページ以下。
- (3) 例えば木下悦二『日本の石炭鉱業』、三三ページ。
- (4) 『肥前物産考』、現物は佐賀県立図書館所蔵。採録は、『大牟田市史』上巻、七一〇ページ、『日本庶民生活史集成』第二〇巻、七六五ページ。小文なので、ここではページを逐一明記しなかった。
- (5) 日本学士院日本科学史刊行会『明治前日本鉱業技術発達史』、一四九ページ。
- (6) 遠藤正男『九州経済史研究』、二二二ページ。
- (7) 金属鉱山の技術水準については前掲書を参照。

(2) 一九世紀中葉に至る採炭技術の革新

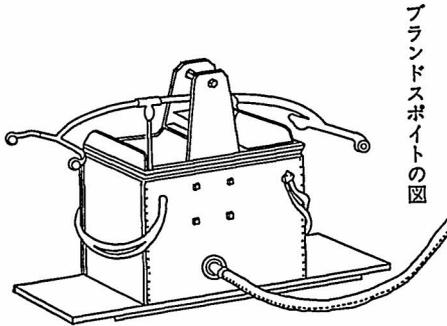
一九世紀に入り市場の拡大とともに石炭業が著しく発展してくると、旧来の採炭技術の革新がもとめられるよう

になった。それは、これまでの先進的な産炭地域では、露頭近くの炭層が掘り尽され、勢い炭層をもとめて、坑道を地底深く掘り進み、大掛りな採炭方法を用いる必要が生じてきたからである。

一九世紀前半の炭坑資料は、炭坑が深式になり、大掛りとなってきたことを示している。例えば、一八三八年（天保九年）の筑前のある資料は、「山元一統石丁場深式に相成仕操大造ニ而」と記している。また一八四〇年の唐津の炭坑資料も、「久しく出石仕候而仕操易キ場所ハ掘尽シ候ニ付」「極深仕操手入之場所ニ至リ金モ余計相掛リ」「仕操莫太相掛」と指摘している。

それでは、当時の炭坑の規模は一般にどの程度だったのであろうか。炭坑の規模を示す資料が殆んど残っていないので、出炭量から推測すると、例えば一八五九年（安政六年）の筑前鞍手郡の一炭坑の出炭高から類推すると、坑夫数は一〇人から二〇人程度である。明治初年代の肥前の在来炭坑の規模からみてそれは妥当なものである。従って坑道の規模も一般にそれほど大きくはなかった。例えば隅谷氏が指摘されているように、坑道の長さは、小さいもので「平均拾五間」（二七メートル）、大きなもので「平均五拾間」（九〇メートル）、比較的大きなもので「平均七拾間」（二二六メートル）程度であった。誤解のないように云っておけば、在来石炭業のこうした炭坑の一般的な小規模傾向は、技術の欠如でなく、石炭コストの問題であった。炭坑の大規模化は、石炭のコストを高める。当時まだ低コストの浅層採炭を行なう小炭坑が広く存在していたため、一般に高コストの大炭坑が成立しえなかったのである。しかも日本の場合イギリスなどと違って、一般に森林資源が豊富で、石炭需要はまだ極めて小さかった。因に、イギリスでは日本の在来石炭業の技術水準と殆んど変わらない一七世紀末に、石炭需要は、年間三〇〇万トンにも達していた。もし日本で、徳川時代の末期に石炭需要がもっと拡大していたら、在来石炭業は、一般にもっと大きく発達していたものと考えられる。

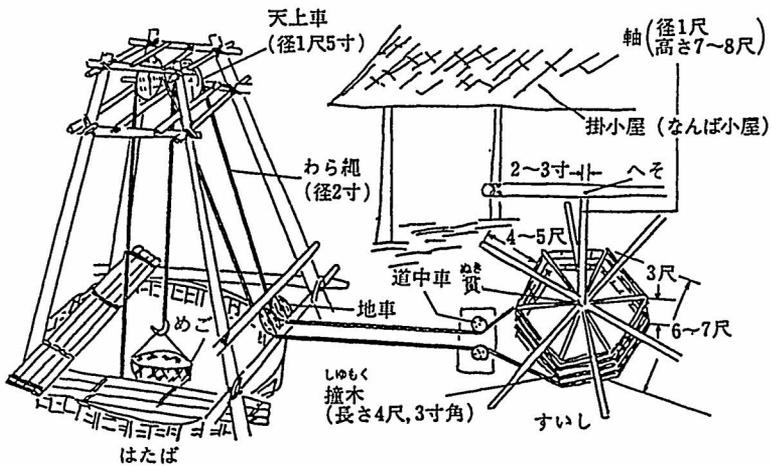
第2図 電 土 水 の 図



ブランドスポイトの図

ブランド・スポイトの図（農具便利論）より。

第3図 「なんば」 巻揚機

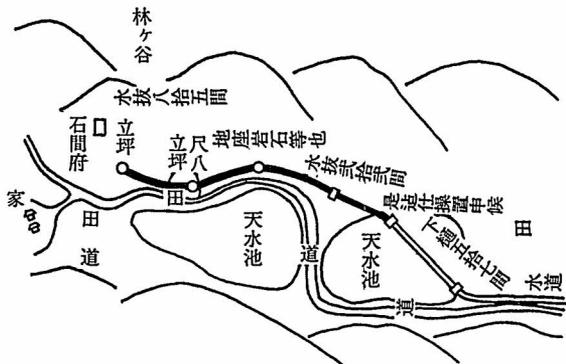


出所：『山口炭田三百年史』13ページより。

それはともかく一九世紀に入ると、一部の炭坑で採炭技術は大きく変革されてきた。深層採炭は、直ちに湧水を諾起し、排水問題に逢着する。従来のスホンに代って、新しい排水機具の導入がみられるようになった。「龍土水」と呼ばれる手押しポンプの利用である。これは、一八世紀末にすでに佐渡の鉢山で使用されたことがあるが、後にみるように、一九世紀初めの頃に三池炭坑でこの「龍土水」が使用された形跡がある。また立坑の排水方法として、宇部や九州地方で、一八四〇年頃から「なんば」が使用された。立坑では、排水は釣瓶から「芻釣瓶」に改良されてきたが、やぐらを築き、滑車を使用して数人で稼働させる「南蛮車」が、宇部で発明され、一八四〇年（天保十一年）頃から使用されたと云われている。これによって従来の立坑が六〜九メートルにすぎなかったものが、三〇メートルの深さにまで拡大した。しかもこれは「長州南蛮」と呼ばれ、「九州まで普及していった」と云われている。事実、明治初期の肥前の在来炭坑で使用されていたことが確認される。

排水問題は、排水坑の開きくによっても解決される。例えば、一八三九年（天保九年）の遠賀郡香月村の一炭坑の資料は、「仕操大造」のため「焚石丁場ヶ所」で「風抜ヶ所」と「水引穴ヶ所」を別途に開きくしたと記している。また豊前田川の林ヶ谷炭坑では、鉱害回避策のためでもあるが、一九二メートルにも及ぶ排水坑道を開

第4図 石山林ヶ谷絵図面



『田川市史』上巻, 856ページより

さくし、一〇二メートルの「下樋¹³」と呼ぶ排水管を設置した。このように必要に応じて排水坑を開きくすることは、炭坑の大規模化を可能にした。後にみるように斜坑に水車を仕掛けて、高島や三池の大炭坑では排水する方法も講じられた。

次に一九世紀初めの比較的大きな炭坑の採炭技術の水準をみてみよう。滝沢馬琴は、一八二〇年代の作といわれる『鬼園小説余録』の中で、三池の稲荷山の炭坑について「穴の内暗く……番人をたのみ松明にて二十間（三六メートル）ほど入り」、「毎日百人余づつ穴に入¹⁴」ると述べている。この頃の三池の平野炭坑に関する資料は、当時の採炭規模の全体像を伝えて大変興味深い。

平野山の炭坑経営にあたっていた柳河藩の小野家に残る「山司利三郎」の「覚¹⁵」という資料は、小野家が炭坑を大々的に経営するために金風鉦山の山師（山司）を雇入れ、炭坑の技術革新をはかったことを示している。この「覚」なる資料は、「山司利三郎」が炭坑経営の計画を小野家に提示したものであり、実際の炭坑の採炭方式を解説したのではないが、採炭技術としても意味あるものである。

さてこの「覚」には、採炭技術として注目すべき論点が指摘されている。すなわち「坑内普請」では「『やぎとめ木』を用いて崩落を防ぐなり」、炭層に沿って掘下る場合の湧水については「竜土水を仕かけ、昼夜をわかつたず水引揚げあかりへ流し候」と指摘されている。また排水坑については「本間部の下程よき処を見たて、また四つ留を作り、本間部の水ある処まで切入るを、『水抜き』と申し候」、通気についても「本間部と所々切り通すを『風抜き』と申候」と指摘している。そして「『水抜き』『風抜き』共にに費甚だ嵩み候も、かくすれば本間部中、自由を得る故に必ずすることなり」と指摘している。以上のように、一九世紀中葉に至る在来石炭業は、採炭技術の面で一定程度の革新を行ってきた。次に我々は、こうした採炭技術が幕末の大炭坑において具体的にどのような実現

されているかを、主に高島炭坑、三池炭坑の例によって検討したい。

二の(2)の注

- (1) 遠藤正男『九州経済史研究』、二二二ページ。
- (2) 松垣元吉「唐津藩石炭史の研究」、『史淵』第八二輯、八七ページを参照。
- (3) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』、一三九ページ以下参照。
- (4) 同上、五〇ページ。
- (5) 前掲ネフの著作 vol. I, pp. 19-20.
- (6) 『明治前日本鉱業発達史』、一五二ページ。
- (7) 後出資料を参照。
- (8) 『山口炭田三百年史』、一三三ページ。
- (9) 同上、一三三ページ。
- (10) 同上、一三三ページ。
- (11) 前掲『鉱山沿革調』には、ある炭坑で「明治十一年新ニ立坑ヲ設ケ、(ナンバ)或ハ吹呼(これはスホンの事である、引用者)等ニテ坑水汲揚ケ」(二七ページ)とある。
- (12) 『福岡県史』第二巻下、二五七ページ。
- (13) 『田川市史』上巻、八五六ページ。
- (14) 『日本隨筆大成』二期第三巻、二七二ページ。
- (15) 『大牟田市史』上巻、七二九〜七三五ページ。以下引用は略す。尚、この資料は、資料の紹介者によって、一八世紀二〇〜三〇年代のものとして解されているが、佐渡での電土水の使用が一八世紀末であるから一九世紀初めの頃の資料ではないかと推測される。

(3) 幕末の在来大炭坑における採炭技術の到達水準

一九世紀の中葉からの石炭業の著しい発展の過程で注目すべき一つの傾向は、炭質、立地、資本力などの面で有

第6表 高島炭坑の出炭高と坑夫数(推計)
〔1855(安政2)年〕

| 坑 別 | 出炭数 | 坑夫数 |
|-----------|----------|-------|
| 高島炭坑 3坑合計 | 2万4900 t | 1106人 |
| 内 広 磯 坑 | 1万4200 t | 630人 |
| 百摩崎坑 | 8600 t | 380人 |
| 中 山 坑 | 2100 t | 93人 |
| 付 香焼島炭坑 | 8600 t | 426人 |

注 『松の落葉』より作成。

利な条件を備えている炭坑が大規模化してきたことである。その一つである高島炭坑は、長崎の野母半島から数キロ離れた孤島にあったが、一八世紀末以来佐賀藩の属領深堀藩の支配下であり、すでに一七八六年(天明六年)に約三八四〇トンの石炭の旅売りを記録して、当時すでに大きな炭坑としても注目される炭坑であった^①。その後一九世紀に入ると佐賀藩は、高島炭坑を直接の支配下に入れ、数人の請負人を置いて採炭にあたらせ、石炭販売を通じて相当の利益をあげていた。

一九世紀二〇年代の資料と思われる『高島記』によれば、高島炭坑の「石炭名産ニて一向臭気無之灰ニなり候迄も燃候……大阪伊予其外中国より惣々致し、式拾反計之船廿五隻に運送致申候、日本一の石炭と評判致候也、当時まぶ数六ヶ所に相成居り申候、右小浜ニ深堀家来兩人宛年番にて相勤候……深堀より町人の出店有之諸色屋と申候、金銀両替をはじめ諸色弁利を通申候^②」とある。いかにも当時の高島炭坑の盛況のほどが窺える。

黒船の来航でにわかに石炭需要が急騰した一八五五年(安政二年)に、佐賀藩主は、下臣本島松蔭に命じて領内の各炭坑の実態調査を行なわせた。この時の本島の調査報告書^③によると、当時高島には、三つの主要坑があって四人の請負人がおかれ、各坑の出炭高は上表の通り、広磯坑は一万四二〇〇トン、百摩崎坑は八六〇〇トンにも達し、高島炭坑全体で二万四九〇〇トンであった。出炭の大きさは、筑前の当時の最盛期の出炭高四万トンの六割近くにもなる。出炭量から推計(根拠は四の注(31)をみよ)すると坑夫数は約一一〇〇人位であったと思われる。主力の広磯だけでも六三〇人程になる。炭坑の規模について本島は、「百

摩崎は八尺の炭層にて良好の質なれど、地下百余間（一八〇メートル）の海底に横たわり、二十四段の水車を用ひて排水し、「風通し悪くして今年四月より採掘を中止す」るほどのものであったと述べている。

当時の高島炭坑の実態については、一八五八年（安政五年）に高島炭坑を見学したオランダ海軍の一員カッテンディーケによつても報告⁴されている。彼は、「山の背の半分くらいと思われる海拔約百フィートの箇所⁴に炭坑の入口があつて、我々はその中を残らず視察した」と述べ、高島炭坑の実相を次の如く報告している。「坑道は約五フィート（一五〇センチ）の高さを有し、手入れが良く行き届いていて、安全なように見受けられ、坑道の長さは「徒歩で約二十五分間なだらかな下り道を辿つて炭坑（切羽のことであろう―引用者）に着」くほどであった。察するに坑道の長さは、一〇〇〇メートル程度であつたらうか。「炭坑内に湧く水は、人間の足と手によつて動かす水車によつて、だんだん高い所に汲みあげ、おしまいに路面に達して流散させてしまふ仕掛けになつてゐる。この流水は独自のすこぶる長い溝を作つてゐる。この設備と人力を無駄に背負してゐる点が、特に目についた」、しかし「日本人は、同事業に対して注意すべき安全装置についてすでに一と通りの観念をもつてゐる」と。

以上のように、幕末の高島炭坑は、在来石炭業においては、最も大規模な炭坑であつたことがわかる。年産二―三万トン、数坑の開坑、労働者一〇〇〇人近く（一坑二〇〇人から三〇〇人前後）、そして坑道の深さ一〇〇〇メートル、二四段の水車による排水、一五〇センチとやや低い坑道だが安全に思われる坑内の支柱、これらは、在来石炭業の到達した最高水準を示すものである。因に二四段も用いられた水車についてふれば、これは三池炭坑の明治初年に使用された様なものだと思われるので、次頁に図示しておこう。これらの技術は、採炭請負人、その下に属していた一連の在来熟練炭坑労働者によつて担われ、実現されたものである。そして、一八六八年（慶応四年）に行なわれる高島炭坑の西欧技術に基づく近代化は、第一には在来の炭坑に接木的に行なわれたのであり、第

二に、在来の技術者集団の協力のもとに行なわれたのである。

因に日本の西欧的炭坑の開発指導者の一人であるポッターは、一八七一年（明治四年）に高島炭坑の再々開発のために島内を調査したが、彼はその際に採炭技術者である古老たちから、炭層、地形、地質、採炭跡について情報を集めながら独自の調査を行なったのである。彼の調査報告には、古老たちの使用した炭層名がそのまま利用されているし、そしてしばしば、自分の調査結果が「老人之説ニ異らず」「老人之説之如く」であったと記されている。

三池炭坑についても高島炭坑と同じことが云える。三池炭坑は、幕藩時代には柳河藩が平野山側で、三池藩が稲荷山側でそれぞれ炭坑経営を支配してきた。まづ平野山についてみると、ここでは、柳河藩の定める仕組法の下で請負人によって幾つかの炭坑が経営されてきたが、明治初年までに開坑された坑の数は三六に達し、六坑が稼働していた。

平野山の各坑の規模は、全く在来の採炭技術に基づいていた一八七三年（明治六年）の資料によると、坑道の長さについては梅谷坑が一三二メートル、溝谷坑一九八メートル、大谷坑一六〇メートル、本谷坑三九二メートル、炉谷坑二七五メートルであった。特に梅谷坑は大規模で、一八七五年（明治八年）に三池炭坑を調査したフランス人鉱山技術者ムーセは、その報告書の中で「梅谷坑内の使用する所の人員四十九名にして、九十七の水車を以て水を汲出す」と指摘してい

第5図 三池炭坑の排水用水車



注 出典は『三井鉱山五十年史稿』巻八、291ページ。

明治初年代に使用された排水用水車。

『福岡県史』近代資料編、解題（田中直樹稿）42ページより引用。

第7表 三池平野山炭坑の出炭高

| 年次 | 出炭高 |
|---------------|----------|
| 1864 (元治元年) 年 | 3万0000 t |
| 1865 (慶応元年) 年 | 2万7000 t |
| 1866 (慶応2年) 年 | 2万2000 t |
| 1867 (慶応3年) 年 | 2万4000 t |
| 1868 (明治元年) 年 | 1万8000 t |
| 1869 (明治2年) 年 | 2万3000 t |
| 1870 (明治3年) 年 | 3万4000 t |
| 1871 (明治4年) 年 | 2万6000 t |

注 『福岡県史』第3巻中, 357, 381ページより作成。

る。平野山の出炭高は、上表のように、一八六四年（元治元年）に三万トンを記録しており、平野山の炭坑は、坑夫数一三〇〇人前後を擁し、高島炭坑と並ぶ大炭坑であったことがわかる。

三池藩の稲荷山の炭坑は、三池藩によって藩営炭坑として経営された。明治初年には六坑が稼働している。稲荷山の大浦坑は、一八五五年（安政二年）に開発されて三年後に着炭したといわれる大炭坑¹⁰で、露頭の炭層を掘り進む「たぬき掘り」とは程遠い、計画的に開発された炭坑であった。大浦坑は、まだ全く在来技術にのみよっていた一八七二年（明治

五年）頃の新聞記事によると、「横に入ること凡そ十町許（約一〇〇〇メートル）に至り……或は漸く蹶入する処あり。坑の内左右に十六の岐穴あり。……担夫日々四百近く、又坑中に溝を掘り水車をかけ炭液を落す。此人夫百五六十人¹¹」であった。稲荷山の炭坑は、日産一〇〇トン¹²であり、年産三万トンを超え坑夫数一三〇〇人位を擁していたと思われる。

三池の二炭坑は、高島炭坑と同様に炭質もすぐれ、坑口から輸送港までの距離が短かく、かつ長崎港に近いという立地条件にも恵まれていた。従って多額の資金と排水、運搬にコストがかかったにもかかわらず、大炭坑として経営されたのである。ここでも我々は、大炭坑の開発者であり組織者であった請負人や熟練坑夫の技術水準に着目しなければならない。工部省のお雇い鉱山技師ゴットフレは、一八七五年（明治八年）に、すでに官営されていたが在来採炭様式に基づいて経営されていた三池炭坑を調査した。その際は、報告書の末尾に、三池町出身の「炭鉱三羽がらす」の一人といわれ炭坑に通じていた「内園氏より付示するところの往時および方今の地下行業場

第8表 唐津地方の年産出炭高と坑夫数の推計
(安政年間)

| 村名 | 出炭高 | 坑夫数 |
|------|------------|--------|
| 佐里村 | 1万4400 t | 640人 |
| 平山下村 | 3万6000 t | 1600人 |
| 平山上村 | 3600 t | 160人 |
| 相知村 | 1万4400 t | 640人 |
| 岸山村 | 3900 t | 173人 |
| 浪頼村 | 1万2900 t | 573人 |
| 岩屋村 | 5万0400 t | 2240人 |
| 計 | 13万5,600 t | 6,026人 |

注 『鉱山沿革調』の月産出炭高から年間出炭高を推計し、それから坑夫数を推計した。推計方法は、四の(2)の注31を参照。

に關したる貴重の報告を厚謝すべし」と記した。高島炭坑におけるポッター同様、ゴットフレーもまた三池炭坑の調査に際し、在来技術者たちの知識と技術の協力を得、彼らの技術水準に敬意を示したのである。

在来石炭業において高島炭坑、三池炭坑のような大炭坑は、今までのところ二坑以外に明らかではない。それでも一〇〇人程度の坑夫を使用する炭坑は、かなり存在したのではないかと思われる。例えばさきにみた本島松蔭の報告には、高島炭坑近くの香焼島の炭坑で、一八五五年(安政二年)に八六〇〇トンの出炭をみた事が記されてお

りそこには三八〇人程度の坑夫が働いていたように思われる。

そのほか筑豊でも大炭坑が存在していたように思われる。例えば明治初年当時筑豊第一といわれた香月の一炭坑は、坑道の深さは一〇〇〇メートル近くで、年間八二〇〇トン位を出炭し、「一時四百八十人の坑夫の使役し」「三番交代で百二十人」の労働者により「十二段に排水を汲上げ」たと云われている。また一八五九年(安政六年)の記録によれば、鞍手郡の笠松村の入江兄弟の炭坑は、年間三二四〇トンの出炭を行ない、推定であるが一五〇人程の坑夫によって経営⁽¹⁶⁾されていた。

また一九世紀中葉から著しい発展をみせた唐津では、村別の出炭高からみて、大炭坑が形成していた可能性が大きい。事実一八七一年(明治四年)の旧唐津藩營の押川炭坑は、一三〇人の坑夫⁽¹⁷⁾を使用していた。

確かに在来石炭業においては、隅谷氏の指摘する如く、一般

の炭坑は一〇〇二〇人前後の小マニユファクチュア⁽¹⁸⁾であった。だからといって、これまでみてきた大マニユファクチュア炭坑を頂点とする在来石炭業が二〇〇年にわたって蓄積してきた採炭技術を過小評価してはならない。例えば、一九世紀五〇年代の鞍手郡の「下境庄屋手控、焚石石組名覚書」は、当地の地層、炭層について詳細に記したものであるが、これは、一九〇三年（明治三六年）に福岡鉱山監督局によって行なわれた調査結果とほぼ一致するといわれている⁽¹⁹⁾。

また、すでに一八世紀末にみられた素朴な残柱式採炭方法も、幕末になると、一層規則的かつ大規模になつていく。例えば、明治初年の宇部の在来採炭方法を記した『石炭略記』は、「炭の掘方は先づ坑底の敷炭を取り夫より正目に幾筋も鑿り入り又板目に切取るなり、縦横方野に鋤鍬を以て鑿り竹籃に入れ背負ひ出すなり……有保にては一反の地にて三分の一柱に残し置き掘上げ⁽²⁰⁾」ると記している。明らかに意識的な残柱式採炭法を実施していることがわかる。また一八五二年（嘉永四年）佐賀藩多久の炭坑の資料にも残柱式採炭の形跡がみられる⁽²¹⁾。一般に採炭方法についての資料を欠き、高島炭坑や三池炭坑などの大炭坑において、採炭がどのように計画的に行なわれていたか明らかではないが、三池稲荷山の大浦坑のように三年後に着炭するほど大規模な主要坑道を開さくする以上、開坑は計画的に開発されたであろうし、採炭自体、計画的な残柱の切残しによるより効率の高い計画的な採炭を行なつたであろうことは想像に難くない。こうした水準の採炭技術を含め、おしなべて在来石炭業を「たぬき掘り」水準と理解し、「たぬき掘り」水準から大炭坑におけるある程度計画的な採炭法に至る在来石炭業の技術的發展を同一視するのは、いかにも皮相な歴史観といわなければならない。

以上のようにこれまで在来石炭業の採炭技術の到達水準をみてきたが、それは大炭坑の採炭技術を頂点に注目すべき水準に達していたことがわかる。この採炭技術の水準は、イギリスの産業革命直前の石炭業の水準と比較して

もそれほど見劣りするものではない。ただし日本の場合、大炭坑の数が大変少なかっただけである。その数が少なかった理由は、日本の場合イギリスと較べて市場があまりにも狭隘であったことにある。産業革命前後の日本の年間出産高は、約四〇万トン前後であった。イギリスの場合、一七七〇年頃にすでに四七七万トン⁽²³⁾で日本の約一〇倍である。日本の石炭市場の狭さは、日本はイギリスに較べて単に商品経済が未発達というだけでなく、森林があまりにも豊富で、石炭の商品化が、それほど緊急ではなかったことに大きな原因がある。もし日本が森林に恵まれなかったとしたら、徳川時代の石炭業はもっと大きく発達したはずである。因に森林の豊かな常盤地方の石炭は、早くから知られていたが、北九州と違って商品化されるのは、開港後のことである。徳川期に発達した日本の大都市は、イギリスのように⁽²⁴⁾石炭を使用せず、わずかに石炭の使用がみられたのは九州の博多だけである。

しかし日本の在来石炭業の採炭技術は、蒸気機関を創出しはしなかったが、蒸気機関を創出し、炭坑にそれを導入するに至ったイギリスの石炭業の採炭技術の水準の直前にまで成熟していたのである。だからこそ、高島炭坑や三池炭坑の西欧的技術に基づく近代が、在来技術で開発された在来炭坑に接ぎ木的に行なわれ、また在来の技術者の協力によって容易に実現しえたのである。また維新後に展開された筑豊を中心とする急速な石炭業の近代化も、在来の熟練労働者の利用を含め、在来採炭技術を基礎に実現しえたのである。この点は、すでに一定の実証を試みたことがあるので、ここでは評論しないことにする。⁽²⁵⁾

二(3)の注

(1) 幕末の高島炭坑については、古いもので江頭恒治「高島炭坑における日英共同企業」、日本経済史研究所編『幕末経済史研究』所収をはじめ、主なものでも小林正彬「高島炭坑における最初の合弁企業」、『経済系』第一〇〇集掲載、拙稿「高島炭坑における納屋制度」、『日本炭鉱労働史論』(時潮社)所収、『日本石炭業の技術と労働』を参照。

(2) 『日本炭鉱労働史論』七ページ。

- (3) 本島松蔭『松の落葉』巻三(佐賀県立図書館蔵写本)。また『鍋島直正公伝』第四編、二八五ページには一部が引用されている。
- (4) カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日々』、平凡社、一九六四年、六八〇七〇ページ。以下引用を略す。
- (5) これは「坑山得失論」として『高島石炭坑記』巻三に収録されている。後者は前掲『明治前期肥前石炭破業史料集』所収。
- (6) 同上書、三八五、三八九ページ。
- (7) 『大牟田市史』上巻、七二一ページ。
- (8) 同上、七二一ページ。
- (9) ムーセ「三池炭山報告書」、『大牟田市史』中巻、三七六ページ。
- (10) 『大牟田市史』上巻、七四九ページ。
- (11) 同上、七五一ページ。
- (12) 『日本石炭産業分析』、九九ページ。
- (13) ゴットフレー「三池炭山報告書」、『大牟田市史』中巻、三八四ページ。
- (14) 香焼島炭坑については、有田辰男「幕末・維新期の石炭業の側面―長崎県香焼島炭坑を中心として」、『経営と経済』第一一六号、一九六九年、がある。尚有田氏は、坑夫数を資料のみから九人程度とみているが、それは、出炭規模からみると考えられない人数である。
- (15) 『日本石炭産業分析』、五〇ページ。
- (16) 『福岡県史』第一巻中、三三二ページ。
- (17) 『日本石炭産業分析』、五二ページ。
- (18) 同上、二一九ページ。
- (19) 『直方市史』上巻、六四八ページ。
- (20) 『日本石炭産業分析』、四九ページ。
- (21) 秀村選三「幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察」(一)、『日本エネルギー史研究ノート』、七ページ参照。

(22) 一八世紀中頃までのイギリス石炭業の発展水準は、年産の出炭高では、すでに指摘したように、日本の幕末のその約一倍であり、量的には日本と較べると著しく、かつ一〇〇年ほど進んでいるといえる。しかし炭坑の技術水準の面では、一八世紀中頃のイギリスと幕末の日本と著しい差はない。例えば、イギリスの先進産炭地の北部の炭坑の坑道の長さは平均六〇メートル、大きなもので一八〇メートルにすぎなかったといわれているし、稼働労働者数も一〇人〜四〇人内外が支配的だったといわれている。(吉村朔郎『イギリス炭鉱賃労働史の研究』、八〇、八四ページ)。一坑の出炭高も、従って大きくはなく、大炭坑でも幕末の三池、高島級の年産二〜三万トンのもが目立ったにすぎないようである。因に北部の先進産炭地であるタイン、ウイア地方の炭坑では、一七世紀中葉に年産一・五万トン以上の炭坑は、五坑にすぎない(桑原莞爾「十七、八世紀のイギリス石炭業史に関する覚え書」東北大『歴史』第二六輯、一九ページ)といわれている。

(23) 吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』、一〇五ページ。

(24) イギリスの木材燃料の不足は、それ自体石炭の要需であり、燃料の木材から石炭への大転換の原因であった。従ってイギリスの石炭業の早くからの発達には、イギリスでの一五世紀来からの木材燃料の不足を基底としている。この点について例えば I. Galloway, *A History of Coal Mining in Great Britain*, p. 19. 以下を参照。

(25) 拙稿『日本石炭業の技術と労働』参照。

三、在来石炭業の経営

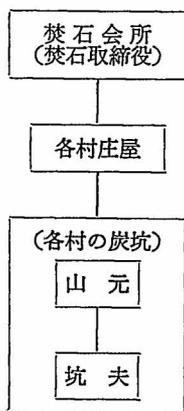
(1) 在来石炭業の経営形態

すでに述べたように、一七世紀末から生成してきた在来石炭業は、一八世紀の初めにはかなり石炭の商品化をもたらし、石炭は、当初は農民によって余暇に採掘されたのであろう。なかには石炭採掘を専業とするものもいたかも知れない。一八世紀前半になると、明らかに採炭の専業者が現われたことを示す資料が見つけられるようになる。例えば、『唐津略記風随箋』は、唐津の「岸山石炭トハ享保年中(一七一六〜三五年)筑前糟屋郡産村ノ人来

ツテ岸山鍛冶谷トノフ所、今タキノ下ヨリ掘出シタルモノ当領開基ノ由⁽¹⁾と記し、産炭先進地から炭坑業者が来て唐津で初めて炭坑を開発したことを伝えている。

また一八〇一年(享保二年)に没した木村孔恭の『兼葭堂雜記』は、一八世紀末の石炭業について論じた小文中で、石炭を「掘出す者は其土地の産の農民には非らず五平太鑿とて別にありて諸国を廻って石炭ある山を鑑定して価買取切て鑿ち取事の聞ゆ⁽²⁾」と述べている。また木崎盛標は、『肥前物産考』の中で一八世紀末の唐津の炭坑について論じ、「古きまぶの跡を家としてくら⁽³⁾」し、また「五年も十年も炭を掘り尽す間は」「山際仮の居住」をつくり、「此小屋に住居する⁽³⁾」採炭業者の集団の存在を指摘している。そして『肥前物産考』の絵図には、七、八人の採炭者を含め二十数人の炭坑労働者が描かれている。

第6図 筑前の仕組法
下の経営略図



採炭業者は、二、三人の、時には十数人の坑夫を雇って炭坑を経営したのであろう。一八世紀末までは、石炭業はまだ市場も狭く、産業としてもきわめて小規模であったので、藩の政策的介入もほとんどなく、炭坑経営は比較的自由に行なわれていたようである。ところが一八世紀末から石炭市場が拡大して、石炭業がこれまでになく発展するようになると、産炭地の藩当局は、石炭の利益に目をつけ、石炭業に種々の干渉を加えるようになった。とくに産炭先進地の筑前では、一八二〇年代に入って、藩は仕組法な体制をしいて石炭の流通だけでなく、採掘をも統制し、石炭業を管理して利益を吸い上げ藩財政の不足を補おうとした。こうした政策は、これまで許可制のもとで細々と発展しつつあった産業資本的な採炭業を抑圧することになった。

福岡藩の仕組法⁽⁴⁾はおよそ次のような体制であった。藩は、若松

第9表 石炭百斤の価格構成
(井手原炭坑)

| | | | | |
|----|---|---|---|------|
| 1 | 仕 | 繰 | 銭 | 12文 |
| 2 | 水 | | 引 | 16文 |
| 3 | 切 | | 賃 | 30文 |
| 4 | 出 | 石 | 岡 | 6文 |
| 5 | 石 | 岡 | 出 | 1.5文 |
| 6 | 地 | 床 | 入 | 3文 |
| 7 | 勘 | 場 | 棟 | 2文 |
| 8 | 竹 | 木 | 賃 | 1文 |
| 9 | 小 | 仕 | 代 | 2文 |
| 10 | 借 | 入 | 繰 | 2文 |
| | 合 | 計 | 引 | 75文 |

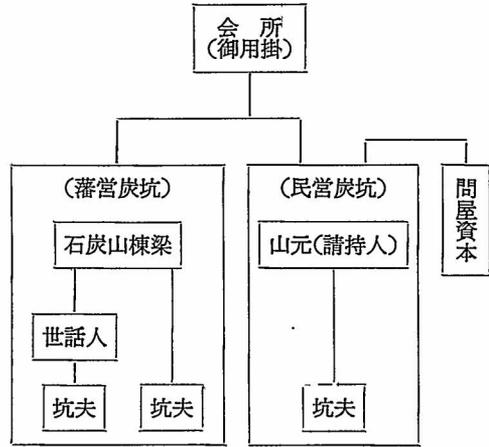
注 能美安男「焚石覚書」(Ⅱ),
「西日本文化」76号, 34ページ

と芦屋に「焚石会所」を設置し、会所には筑前四郡の大庄屋から選抜された「焚石取締役」が詰め、その下部機構として炭坑所在の村々の庄屋からなる「山元取締」が置かれ、山元取締によって各炭坑は管理された。採炭事業は、会所による許可制で、村で採炭を行なう場合は、責任者が「山元」となり、村庄屋を通じて採炭計画を提出し、焚石取締役の吟味を受けて採否が決定された。炭坑の開発資金は、基本的に藩から給付され、採掘された石炭は、一定の価格で買上げされた。石炭の流通は、厳しく会所によって統制された。

従って筑前の仕組法下の炭坑経営は、いわゆる藩管炭坑であったということが出来る。もっとも藩管といっても藩の管理者が直接採炭技術、炭坑経営に長じていなければならないので、厳密な意味での藩直管炭坑というのではなかった。仕組法下の炭坑経営は、結局、藩が形式的に経営主であったが、実際の炭坑経営担当者は、藩から任命され雇われた山元と呼ばれる請負人であった。筑前の場合は、炭坑開発資金が藩から支給されていたので、山元の請負業者としての性格は極めて強かったということが出来る。山元は、石炭を採掘して会所に納入したが、石炭

代は「山元渡」という名で支払われ、追加資金に対して利子を含めてさし引かれ、代金は一定の率に従って山元の取分、採炭貨その他の経費に分けられていた。山元の収入がどういう形態であったか、必ずしも明らかではないが、一、二の資料および他藩の例からみても石炭百斤の代価に対して何%かの採炭賃という形態をとっていたものと思われる。例えば、安政六年の遠賀郡桶橋村の資料によると、石炭百斤の価格構成は、第九表の通りである。ここでは、山元の取分はないが他藩の例からも分

第7図 豊前藩の仕組法下の炭坑経営



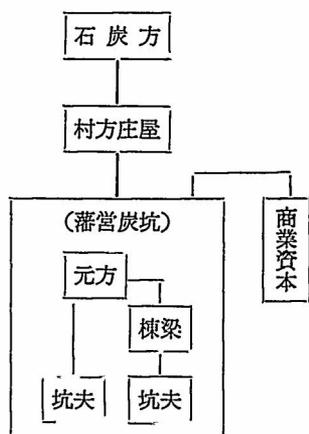
術の担手たちであったと思われる。

他の藩でも一九世紀二〇、三〇年代には仕組法が制度化されたようである。豊前の小倉藩でも一八四四年(天保一五年)頃に仕組法が定められたが、⁽⁷⁾小倉藩の場合は、比較的藩の統制も弱く、従って民営炭坑や問屋の採炭や石炭流通への介入もみられた。豊前の炭坑経営は、民営炭坑、藩営炭坑ともに会所の統制を受けつつも、藩営炭坑については、統制こそ弱いが形態としては筑前の場合と殆んど変らなかつたと思われる。民営炭坑は、商人資本によるものと炭坑専門業者の二つの形態がみられたように思われるが、その実態は明らかではない。ただ商人資本の場合、炭坑経営は、直接には請負業者に委ねられたであろうと思われる。

かるように勘場棟梁の取分が山元の取分に相当する。従って、山元は、石炭百斤に対してその何%かの採炭賃をもらう採炭請負人であったことがわかる。

ではこの山元は、如何なる人物だったのであるうか。この点は殆んど明らかではない。種々の資料によって総合的に判断すると、第一に、村方の日雇の救済を目指して炭坑経営を申し出た⁽⁸⁾り、会所の命令によって炭坑を組織させられた村方の庄屋たちである。第二には、村方の炭坑経験者の中の有力者であった。時にはこの中に他村のあるいは領外の旅人坑夫も混っていたのではないかと⁽⁹⁾も思われる。いずれにしろ炭坑の開発、経営には、一定の技術を持った指導者が必要なのであって、山元はこうした採炭技

第8図 唐津藩の仕組法下の炭坑経営略図



第10表 石炭百斤の価格構成 (堀山村炭坑)

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 掘 | 子 | 賃 | 31文 |
| 下 | | 賃 | 23文 |
| 水 | 曳 | 賃 | 3文 |
| 村 | | 方 | 1文 |
| 柱 | 木 | 賃 | 1文 |
| 地 | | 賃 | 1文 |
| 元 | | 方 | 5文 |
| 棟 | | 梁 | 1文 |
| 上 | 荷 | 賃 | 18文 |
| 問 | 屋 | 賃 | 4文 |
| 役 | 口 | 料 | 2文 |
| 諸 | | 料 | 2文 |
| 勘 | | 共 | 1文 |
| 定 | | | |
| 入 | | | |
| 用 | | | |
| 役 | | | |
| 料 | | | |
| 共 | | | |
| 小 | 計 | | 91文 |
| 御 | 益 | 残 | 9文 |

注 檢垣元吉「唐津藩石炭史の研究」『史淵』第82輯、97ページ

唐津藩において、民営炭坑の存在は定かではないが、後発産炭地として有利であったため、筑前ほど藩の統制も強くなく、石炭の流通、採掘に商業資本の介入もみられた。唐津藩においては、一九世紀二〇～三〇年代には、「石炭方」と呼ばれる役所が置かれ、炭坑は石炭方の支配の下で、直接には山元の庄屋の管理の下に、藩営的に行なわれた。炭坑は「元方」と呼ばれる採炭請負人によって直接経営された。元方が採炭請負人にすぎなかったことは、炭坑から買上げられる石炭代価の構成からみて明らかである。第一〇表に示したように、元方は、石炭百斤採掘するにあたって五文、炭価の5%の収入を得ていたことになる。このような採炭請負は、明治期にみられたいわゆる頭領が坑主に代って炭坑を経営する場合と全く同じであった。唐津の場合も藩営炭坑といっても、実際は、採炭請負を行なう元方たちによって実質的に経営されていたのである。

佐賀藩の場合も、いわゆる仕組法は一八二〇～三〇年代に導入されたものと思われる。しかし佐賀藩の仕組法は、必ずしも明らかではないが、炭坑は一般に藩営形態をとっていたようである。例えば、佐賀藩の有力炭坑であつ

た高島炭坑は、『日本炭硯誌』によれば、佐賀藩の属領である深堀藩によって開発されていたが、一八一〇年代の文化の末頃、佐賀藩の経営になったといわれている。そして文政年間のものと思われる『高島記』によると、佐賀藩は、高島炭の利潤の多いの目をつけ、文政年間に深堀家から炭坑支配を取りあげ、直接「領主支配」にしたと記している。そして『高島記』によれば、六ヶ所の「まぶ」(坑)に深堀家の家来を年番で二人ずつ派遣して炭坑を管理させたとある。炭坑は、やはり数人の請負業者によって経営されたようである。このことは、後にみるように佐賀藩による明治初年の高島炭坑経営資料からも窺うことができる。高島炭坑の近くにあった香焼炭坑も同様であった。

以上のように、一九世紀前半期の炭坑経営は、主に藩営形態で行なわれ、一部に民営形態によっても行なわれていたことがわかる。その場合、我々が注目しなければならないのは、藩営にしる民営にしる、炭坑の直接的な経営は、採炭請負人によって行なわれていたということである。こうした採炭請負人の集団は、すでに前節で明らかにした在来石炭業の採炭技術、更には炭坑経営の技術の担手であったのである。そしてこの集団こそ明治維新後の鉱山解放下に、一方では自から炭坑の経営者となり、他方では、炭坑主の下で請負人として、在来石炭業の発展に貢献し、あるいは炭坑の西欧的技術による近代化を支えることになったのである。

明治期において、これらの請負人たちは、頭領あるいは棟梁と呼ばれた。近年この頭領について注目すべき資料も現われ、頭領制についての研究も進められるようになってきた。次に我々は、明治期の石炭業において一定の役割を果たし、社会的にも話題をまいたこれらの頭領が、徳川期の在来石炭業の発展の過程でどのように形成されてきたかを明らかにしなければならない。

三(1)の注

- (1) 川内昇『多久石炭の話』、六ページ。
- (2) 『大牟田市史』上巻、七二二ページ。
- (3) 『日本庶民生活史料集成』第一〇巻、七六五ページ。
- (4) 福岡藩の仕組法については、遠藤正男「徳川後期筑前地方に於ける石炭鉱業の発展―その仕組法を中心として―」、『九州経済史研究』所収、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』などの研究がある。
- (5) 例えば、筑前の炭坑資料を保存していた旧家の多くは、当時から庄屋だったものが多い。『日本石炭産業分析』、一二―四ページ、更に六二二ページ。
- (6) 例えば、遠賀郡桶橋村の場合、山元の出自をみると、出自不明者が多く、村方百姓であったとしても、身分不確かな層であったことが推測される。山元の名がわかっている三名についてみると、一名が身元不明、二名もほぼ無高層であったようである。能美安男「焚石覚書(Ⅱ)」、『西日本文化』七六号、三一―二二ページ参照。
- (7) 小倉藩の仕組法については、安蘇龍生「藩政時代における田川の炭鉱業―赤池会所の成立をめぐって―」、『郷土田川』No. 24、『田川市史』上巻を参照。
- (8) 唐津藩の仕組法については、松垣元吉「唐津藩石炭史の研究」、『史淵』第八二輯、を参照。
- (9) 高野江基太郎『日本炭磁誌』、五ページ。
- (10) 拙著『日本炭鉱賃労働史論』、時潮社、七ページ参照。

(2) 頭領制の形成

明治維新後の石炭業の発展過程において頭領と呼ばれる集団が、採炭請負人としてあるいは頭領頭として大いに活躍したことはよく知られたことである。しかし彼らは、しばしば博徒や暴力団の親分であるかの如く見なされ、炭坑史の研究においてさえそうした偏見が見うけられる。例えば、明治中期の社会問題のベストワンをなした高島炭坑の坑夫虐待問題は、高島炭坑の納屋頭を、坑夫虐待の張本人、坑夫の賃金をピンハネする中間搾取者、博徒の

親分、坑夫を虐待する厚顔無恥の青鬼赤鬼として描き出した。しかしこうした側面は、頭領たちの一側面であつてもすべてではない。すでに私は、頭領たちが明治期の日本の石炭業の近代化過程でどのような積極的役割を果たしてきたかを実証してきた。ここでは、この頭領たちが徳川末期の在来石炭業の発展過程でどのように形成されたかを論じることしよう。

問題の検討に入る前に、まずそもそも頭領あるいは頭領制とは何かについて簡単にふれておきたい。隅谷三喜男氏によれば、頭領制とは、坑主に代つて頭領が「坑夫募集、採炭請負、納屋経営の三つの機能を管」む制度である。そして頭領は「単に納屋を管理する納屋頭とは明確に区別され」、「納屋頭をもその配下にお」くものであり、頭領制度と納屋制度は、「区別」されるべきものであるとされた。私も、隅谷氏の主張されるように、頭領制度は、採炭請負を行ない、全体として坑主に代つて労働者を統括し、なかでも坑夫募集や納屋を経営して、労働者を炭坑に確保し生活管理をする制度である、と考へている。しかし私は、隅谷氏のように、採炭請負人のみを頭領とみなす見解には賛成できない。何故なら、歴史的には世上の頭領は、隅谷氏の規定するような頭領も、隅谷氏が頭領ではないとする納屋頭も共に頭領と呼ばれてきたからである。

例えば、明治時代の頭領の機能を同時代人として描いた児玉音松は、『筑豊鉱業頭領伝』の中で、頭領は決して坑主すなわち真の経営主でなく「坑主のために真成の侍大将」であり、「頭領は一坑一人即ち大頭領なり、然れども其実際に於ては頭領と呼ばれるもの一坑多数あり、要するに乾父と云ふが如きのみ且つ今日大納屋頭領たる者にして他日大頭領たり若しくは前年某大坑にて威名赫々たる大頭領たりしあり或は名は大納屋頭領にして其実力一坑の重鎮たる者あり、故に頭領とは炭坑社会にて通用の語なり」と指摘している。ここでは明らかに頭領は、内容に則つて大頭領Ⅱ採炭請負人、納屋頭領Ⅱ納屋頭の二形態において把握されている。従つて我々は、隅谷氏のように

採炭請負人のみを頭領と呼ぶことはできないし、採炭請負人制度のみを頭領制度として把えることにも反対である。あえて云えば採炭請負人の頭領は本来の頭領で納屋頭領は前者の変形であるとしても規定すべきであろう。

かつて私は、高島炭坑における納屋制度を論じた折、採炭請負人制度を頭領制として把えることにも反対⁽⁶⁾したが、それは、その時にはまだ頭領制と呼ばれるものの実態を十分理解していなかったためで、その後兎玉の『頭領伝』などを知るに及んで、歴史上の呼び方に基づいて頭領制度という用語を使用することに改めた⁽⁷⁾。

更にかつて私は、高島炭坑における納屋制度の成立を分析した際に、採炭請負人制度を頭領制、いわゆる納屋頭による坑夫統括機構のみを納屋制度とする隅谷氏の見解を批判して、納屋制度を包含する採炭請負人制度を前期納屋制度、納屋頭領による坑夫統括機構を後期納屋制度として規定した⁽⁸⁾。この規定は、基本的関係を把握するために、は今も正しいと確信しているが、表現としてはあいまいであったと反省している。従って、かつて採炭請負人制度そのものを納屋制度と同一視することになった従来の私の見解は、部分概念を全体概念にまで拡大するような誤った表現だったように思われる。しかしあくまで採炭請負人制度は、納屋制度を内包しており、納屋制度と表裏一体となっていることを忘れてはならない。

明らかに歴史的には炭坑あるいは金属鉱山においては、まず前段に頭領による生産物の出来高によって報酬の支払われる請負制度が形成された。そしてその請負制度は、炭坑においては納屋制度、金属鉱山においては飯場制度と呼ばれる坑夫の統括機構をも内包していた。従ってこの請負制度の中の納屋制度を前期納屋制度と呼ぶことは採炭請負人制度を伴わないその後の納屋制度と歴史的にも機能的にも区別する意味が必要かつ正しいことであろう。尚、飯場制度の場合も同じことがいえるかも知れない。金属鉱山でも、請負人が採鉱高に基づいて一定の報酬を得る段階の請負制度をも飯場制度と呼ぶ場合が多いが、これは頭領による採鉱請負制度の中の飯場制度で、この飯場

制度を前期飯場制度と呼び、請負制度の一側面とみなした方が合理的ではなからうか。そして採鉱請負が廃止され、飯場頭が炭坑の納屋頭のような勞務管理請負に限定されてくる飯場制度を、後期飯場制度と呼んだ方が事態を明確に把握することが出来るのではなからうか。ついでにいえば、常盤、北海道における炭坑の飯場制度は、殆んどすべて九州の納屋制度と同じであり、私のいう後期納屋制度という⁽¹⁰⁾ことになる。

少々前置きが長くなったが、次に徳川期に頭領制度がどのように形成されたかをみてみよう。我々は、以上にみてきたような頭領制は、ほぼそれに近い型で、一九世紀の二〇〜三〇年代に形成されたのではないかとみなすことができる。すなわち頭領制は、その名称が使われているかどうかに係わりなく、炭坑の眞の経営主とは別に、経営主に代つて採炭を請負的に行なう炭坑の直接の経営担当者として、いわゆる仕組法⁽¹¹⁾下にその存在を明確にしてきたように思われる。

すでにみたように一八三〇年代の筑前の炭坑は、藩營であり、山元と呼ばれる直接の経営者は、採炭請負人的存在であった。しかしこの採炭請負人的な山元が、村の庄屋であり、炭坑に働く坑夫が村方の百姓坑夫のみであったとすれば、そこには明治期にみられたような他地域の坑夫を納屋に住わせ、流動的な坑夫を統括するような頭領制の形成を認めることは出来ないであらう。しかし、採炭請負人が、採炭專業者であり、炭坑に働く坑夫が、村方以外の他村、他領の出身で、炭坑の近くに住居し、採炭請負人に独自に統括されているような場合には、頭領制に近い型が形成されてきていると見なすことができる。いわば、徳川期の仕組法下の專業的な採炭請負人は、村方以外の坑夫を雇用して炭坑を經營する限り、大なり小なり頭領的側面を持たなければならなかったのである。その中でも、山元とか元方とか、行政的に呼ばれる經營者とは別に、一方ではきわめて頭領的性格の強い採炭請負人としての山元、元方が、他方では彼らとは別個に棟領と呼ばれる請負人が現われている。

例えば、一八五一年（嘉永四年）の筑前遠賀郡馬場村の資料によれば、「難波者共為過恠掘方仕候儀ニ付石代錢之儀も宜敷御極被仰付可被為下候。且又御通帳山元名前は、何某と申者に御極被仰付被為下候⁽¹¹⁾」とあり、馬場村の炭坑の山元の帳簿上の名儀は、何某といわれるようにあいまい化している。この場合、山元は、恐らく坑夫の有力者のうちから出てきたか、逆に山元に適当な人物の名儀を借りて、実際專業者が坑夫の経営に当たったかであろう。このように、筑前の炭坑では、しばしば、出水にあって山元が逃げだしたり、山元になり手がなかったりし、採炭請負人が村方から出ない場合があったようである。こうしたなかで山元の名儀人とは別に、採炭請負人が出現してきたように思われる。⁽¹²⁾一八五九年（安政六年）の鞍手郡桶橋村の井手原炭坑の炭価表（前掲第九表）によると、百斤の炭価七十五・五文のうち「勘場棟梁賃錢」として二文（二・六％）が計上されている。炭坑の「山元」である九郎次は、村方百姓であるが、土地を持たない水呑みであった。⁽¹³⁾しかも価格表には山元の掘賃が計上されていないところをみると、「勘場棟梁掘賃」とは山元自身の掘賃か、山元が抱える「勘場棟梁」の掘賃かである。いずれにしても筑前にも山元とは別に「棟梁」の存在が認められる。

また一八六三年（文久三年）の鞍手郡笠松村の炭坑資料は、「当月二六日正九ツ当村寺ヶ谷平山受持茅左衛門殿坎ニ而当村才明寺谷卯七と申者土に埋り死去仕候〔中略〕其山の棟梁久右衛門受持也⁽¹⁴⁾」と記し、ここでも山元とは別に寺ヶ谷平山炭坑を受持つ「棟梁」の存在を明らかにしている。この棟梁は、山元の配下であるが、直接炭坑の経営に当たっていたようである。また同じく笠松村の一八六八年（慶応四年）の資料は、山元入江四郎の配下として「焚石丁場受持勘場入江六郎甥入江千兵衛⁽¹⁵⁾」とあり、山元の配下に炭坑を受持つ「勘場」の存在を記している。これはさきにもみた勘場棟梁であって、山元から炭坑を請負っている棟梁であった。この資料を紹介した隅谷氏はこの「勘場」を「事務処理のための勘場⁽¹⁶⁾」とみておられるが、勘場棟梁のことであり、しかも勘場棟梁は、山元の配

下にあって一定の炭坑を請負っている棟梁のことであるように思われる。

これらの棟梁は、山元の配下となっていてのが特徴であるが、炭坑に働く坑夫が単に村方の通い坑夫でなく、炭坑周辺の住居に住み、勘場から日用品の供給を受けているような場合は、ここには明らかに明治期の頭領制に近いものが形成されていたとみなすことができる。残念ながら今のところそれを直接示す資料を欠いている。しかし、後にみるように、筑前の炭坑でも、多分に他村、他領の坑夫を雇用している傾向が見られるので、頭領制に近い型が形成されていたのではないかと考えられる。

豊前においても棟梁の存在が認められる。一八四四年（天保一五年）の豊前神崎村の炭坑にまつわる資料によると、藩営か民営か明らかではないが、赤池村の裏石炭坑は「石炭山棟梁」栄蔵によって経営され、更に栄蔵の配下である「弥十」なる者は、神崎村の田口炭坑を「世話人」として経営している。「石炭山棟梁」栄蔵は明らかに藩営炭坑か民営炭坑の採炭請負人であろう。そして弥十は、栄蔵の配下として田口炭坑の再請負人であった。豊前においては他に棟梁の存在を示す原資料を欠いているが、仕組法の状況からみて他の炭坑にもこうした棟梁は多く存在していたように思われる。これらの棟梁が、いわゆる旅人坑夫を抱えて炭坑を経営していたことは、後に詳しく述べることになるが、従ってここではこれらの棟梁は、明治期の頭棟とほぼ同様であったと云いうるであろう。

佐賀藩においても棟梁の存在を示す資料が散在する。すでに指摘したように高島炭坑においては、一八七〇年（明治三年）の資料によれば、坑棟梁二人が置かれており、またその配下に小頭と呼ばれる納屋頭¹⁸が置かれていた。

この場合は、近代的炭坑であり、在来炭坑ではないが、棟梁制度の下に納屋制度が厳然として存在していたことは確認しておく必要がある。近代化される以前の高島炭坑に納屋制度が存在していたかどうか疑問であるが、これは後に詳しく検討することにしよう。

佐賀藩の武雄領にも「頭領」の存在がみられた。佐賀藩は、武雄領野間山で一八四〇年（天保十一年）に藩営炭坑を経営したが、藩内の杵島郡福母村から熟練坑夫を招いて開発に当らせた。そしてその折その有力者を「頭領」に抜擢している。資料は「頭領之儀幸次郎彦人相立置候」と記し、また後に「虎五郎儀幸次同役申付、兩人頭領ニ相成申候」と指摘しているように、二人の頭領が置かれ炭坑が経営された。この頭領には、坑夫の一日平均賃金「二百五十文」に対し「三百文」の「賃銭」が支払われている。頭領が賃金を与えられている点で、野間山の藩営炭坑の場合は、正に藩の直営で、頭領は採炭請負人ではなく、坑夫の労務管理を行なう賃労働者であり、明治期の納屋頭に近かったように思われる。因にこの炭坑の坑夫は、後に詳しく示すように三九人中武雄領内が一人で、しかも炭坑のあった花島村の村民はゼロであり、納屋制度の下に統括されていたのではないかと思われる。

唐津藩においては棟梁がより明確になっている。唐津藩の炭坑は、藩営であったが、炭坑は「元方」と呼ばれる採炭請負人によって経営された。唐津藩の「元方」は、仕組法体制の中で、「石炭方」役所とその支配下にある庄屋の支配を受け、かつ「経済的には問屋に依存し」²⁰ていた。この元方が採炭請負人であったことは、すでに指摘した通りである。そしてこの請負人は、明治期の頭領に大変近い存在であることがわかる。ただ唐津の場合には、元方と呼ばれる採炭請負人が、豊前のように棟梁と呼ばれず、元方と呼ばれ、逆に元方の配下に「棟梁」を従えている点である。

元方の配下に置かれた「棟梁」は、すでに文政初期の一八一〇年代末から、資料中に現われており、すでに紹介した石炭百斤の価格一〇〇文の中の「巻文」、元方の五分の一の収入を得ている。棟梁の収入が、単に坑夫賃金に繰入れられず、「元方」の掘賃と並べられているところを見ると、元方に順じた支払いであったように思われる。従って棟梁は元方の分身であり、機能的には同一とみてさしつかえないであろう。元方―棟梁の関係は、有力な元

第11表 石炭百斤の価格構成
(黒岩村炭坑)

| | | |
|-----|----|------|
| 掘水棟 | 賃引 | 160文 |
| 棟 | 梁 | 2文 |
| 勘 | 場 | 2文 |
| 柱 | 木 | 4文 |
| 仕 | 繰 | 10文 |
| 土 | 場 | 4文 |
| 同 | 料 | 2文 |
| 地 | 賃 | 2文 |
| | 賃 | 1文 |
| | | 20文 |
| 計 | | 207文 |

注 検垣前掲論文107ページより。

方にみられ、しかも時代が経るに従って元方の下に複数の棟梁が現われ、元方の経営する坑が多くなるに伴って、元方に代って支坑を棟梁が経営していたものと思われる。

尚、唐津藩において「勘場」という用語がみられるが、筑前のように勘場棟梁という呼び方はされていない。後に納屋制度の問題について論じる時に詳しくみることにしたいが、唐津では、天保期にすでに炭坑の一つのセクションとして勘場が置かれていたことがわかる。すなわち「勘場ハ勿論掘子納屋ニ而も足留為致候儀相成不申

候²²⁾」とあるように、ここでに勘場は、炭坑の事務を行なう事務所又は明治期にみられた売り勘場(売店)をさしているかにみえる。これは元方の支配にあったものと思われる。しかし、一八六四年(元治元年)の石炭百斤の経費をみると、第一一表のように元方の取分はなく、「棟梁」分「式文」と並んで「勘場」分「四文」と銘記されている。ここでは、「勘場」とは元方の取分を指すか元方の配下に新たにおかれた勘場棟梁の取分を意味するか、定かではない。しかし、勘場の取分が棟梁の二倍であるから、棟梁より立場が上であったことは間違いなく、有力な請負人であったことを物語っている。

さてここで、徳川末期の頭領の実態を別の資料によって照し出してみよう。児玉音松は、明治三五年頃までの筑豊における頭領たちの略歴を紹介しているが、その頭領たちの中には、すでに維新前に熟練坑夫となり、頭領として活躍した人たちがいた。児玉の記述に基づいて幕末期の筑豊の頭領たちの実態を調べてみよう。

飯田利吉²³⁾ 一八二七年(文政九年)、鞍手郡御徳の生れ。父親は炭坑経営者。

彼は一八三七年(天保八年)、一〇歳の折、父儀平の自家炭坑で後向(坑内運搬夫)としてはじめて働くようになり、その後、周辺の炭坑で働く。一八四三年(天保一四年)、一六歳に達して採炭夫となり、遠賀郡の香月、中間、三ツ頭、その他の数坑で三年間働き、一八四六年(弘化三年)、一九歳の時に鞍手郡御徳に戻り、某坑の「世話をする」。つまりこの年から「頭領、世話方、後見、坑主代理の名によりて各地を転転した」。その後、肥前唐津に渡り、更に平戸に行つて佐々の古川坑で「一〇年間世話方」として働き、一八五八年(安政五年)、三一歳の折に帰国し、鞍手郡直方町の御館山坑で頭領として働き、一八七二年(明治五年)に再び平戸にゆき、坑主の代理として働く。以降筑豊地方で有力な頭領として活躍する。

要するに飯田は、一八四六年以降、九年間の炭坑でのキャリアを生かして筑前地方の炭坑で、頭領として働いただけでなく、肥前の唐津にまで進出して頭領として働いたということである。

花野儀平⁽²⁴⁾、一八三〇年(天保元年)、嘉穂郡二瀬村の生れ。出自は不明。

少年の頃から炭坑で働き、一八四七年(弘化四年)、一八歳の時嘉穂郡伊岐須の竹屋与茂平の炭坑で「世話方」として一〇年働く。その後一八五七年(安政四年)、二八歳の時、同郡幸袋の伊藤孫助の炭坑の坑主代理として働く。一八六一年(文久元年)、三三歳の折嘉穂郡飯塚の柗屋卯三郎の炭坑で、「代理」として働く。一八七一年(明治四年)以降同じく筑豊で長老の頭領として活躍する。

丹波新九郎⁽²⁵⁾、一八三〇年(天保元年)、遠賀郡香月村の農家に生れる。

彼は百姓であったが、一八五五年(安政二年)に二五歳の時はじめて遠賀郡の木戸ヶ谷炭坑で働くようになり、そこで一年半働いた後、同郡楠橋村の下沢九郎の炭坑である香月、幸庄寺の両坑で四年間働き、その後下沢経営の各坑を転々として一八六四年(元治元年)、三四歳の時に同じく下沢経営の城の前炭坑で世話方として働く。一八

六九年（明治二年）に長崎に出て各地の炭坑を流転し大頭領として活躍する。

渡辺弥右衛門⁽²⁶⁾ 一八〇七年（文化四年）、鞍手郡直方の生れ。出自不明。

一八歳の折に鞍手郡山辺の提の炭坑で初めて働き、その後一八三三年（天保四年）に二六歳で炭坑に熟練し、「客分或は世話人、或は頭領」として各地の炭坑で働く。彼の働いた炭坑名は省略するが、児玉によれば渡辺は「旧藩時代に於て小倉、萩、福岡、久留米等、の諸藩士に招かれて頭領たりし」ということであり、各藩の炭坑又は藩士の経営する炭坑で頭領として働いたことがわかる。

吉田喜右衛門⁽²⁷⁾ 一八四二年（天保一三年）、嘉穂郡平垣で炭坑経営者の子として生れる。

幼少の時より父に従って炭坑で働き、父と共に豊前赤池坊主ヶ谷に移って働く。一八五六年（安政三年）の一五歳の頃、坑主が変更されたがそのまま働き、一八六六年（慶応三年）、二五歳の時田川郡川原弓削田原の坑の大頭領となり、以後筑豊の大頭領として活躍する。

田代喜六⁽²⁸⁾ 一八二九年（文政一二年）、博多生れ、出自不明。

青年期に博奕で産を破り、二〇歳前後に嘉穂郡御徳の荒手炭坑の炭仲仕として働き、数年後に水方頭領となる。

一八五五年（安政二年）二七歳で妻帯し、その後長州へ行き厚狭郡元山坑で水頭領として一年働き、再び筑前に帰り、田川郡楠村田雑炭坑の水頭領として二年働き、一八六〇年（万延元年）、同郡宮野坑で水納屋頭となり、その後同郡某炭坑の頭領となり、以後筑豊で主に水頭領、水納屋頭として活躍する。

長尾秀造⁽²⁹⁾ 一八三五年（文政六年）、田川郡糸田の農家に生れる。

一八六三年（文久三年）に二八歳で糸田の梅の木坑の世話方となる。明治以降頭領として活躍する。

篠原直七⁽³⁰⁾ 一八三二年（天保三年）、嘉穂郡鯉田村で頭領の子として生れる。

一八四五年（弘化二年）一四歳から父と共に坑内で働き、一八五一年（嘉永四年）一九歳で、鯉田の田中経営の炭坑で父頭領の下で小頭領として働く。四年後に独立して田中経営の栗尾坑の頭領として働く。更に一八五五年（安政二年）田中経営の有井村の浦田坑で四年間頭領として働き、一八五九年（安政六年）からは、七年間麻生太吉の二つの炭坑で頭領として働く。その後も各地の炭坑で頭領として働く。

谷角助³¹⁾ 一八四三年（天保一四年）、田川郡神田村金田の炭坑経営者の子として生れる。谷茂平の兄。

一八五五年（安政二年）一三歳で炭坑に働く。一八六一年（文久元年）一九歳で唐津に出奔して、久保、本山両坑の世話方として働き、更に平戸に移って江迎で二坑を経営し、一八七一年（明治四年）に田川に帰り、その後頭領として活躍する。

以上限られた例によっても、幕末の筑豊あるいは肥前地方で、熟練した坑夫が頭領あるいはその配下の世話方として、時には自から経営者となって働く頭領集団が存在していたことがわかる。そして彼らのうちで興味深いのは、二代目三代目の坑夫がいて、幼少の頃から親父の薫陶を受け、高い採炭技術を身につけていることである。

例えば、三代に亘り炭坑で働く谷角助は、弟が谷茂平として明治期の炭坑経営者として著名であるが、彼自身明治期の技術的にもすぐれた在来採炭技術者として名をさせた。彼は、一八六八年（明治元年）に、紀州熊野の山奥で、塩塚嘉一郎なる人物の依頼うけて、二年間にわたって「炭脈採換」³²⁾（炭層調査）を行なっている。こうした事実、頭領たちが在来技術の担手であり、かつ彼らの技術が相当買われていたことの証左である。

渡辺弥右衛門は、二代目の坑夫ではないが、採炭技術の高さは、各方面から注目されていたようである。各藩の経営者から頭領を頼まれているだけでなく、「炭脈探索を託」³³⁾されている。例えば、年次は不明だが、渡辺は宗像郡池田に「招かれ炭を探ぐり、三十五間にして着炭すべしと予言して事を起こし、二十九間にして着炭し、方式順序を

立てゝ而して後に辞し去る⁽³³⁾」といわれている。このように、頭領たちは、すぐれた採炭技術を身につけていたのである。

以上のように、徳川末期の在来石炭業において、採炭請負人としての棟梁層が形成されていたことがわかる。そして中にはこの有力な棟梁の下には、小棟梁が形成され、棟梁に代って炭坑の一部の業務、多数の坑の一部、あるいは運搬部門を分担していた。これらの請負人は、筑前では山元あるいは棟梁、豊前では棟梁、唐津では元方などと呼ばれ、彼らの配下の棟梁もまた豊前では世話人、唐津では棟梁などと種々な名称で呼ばれた。名称はともかく、一九世紀の中葉には、経営主―請負人―坑夫、経営主―請負人―配下の請負人―坑夫という関係の中間に位置し、直接炭坑を経営し、坑夫を統括していた集団が形成されていたことは明らかである。この集団こそ、在来石炭業の採炭技術、炭坑経営のソフトな技術の担手であったのである。そしてまた彼らこそ、明治以降の石炭業の眞の担手ともなったのである。

因に、明治初期の肥前における請負人制度をみると、すでにみた一九世紀中葉の基本形態が再生産されていることをみることが出来る。明治一〇年代前半の肥前の在来炭坑の調査報告書によれば、肥前地方の炭坑には、「借地坑業人監督シテ坑夫ヲ使役シテ採掘セシム⁽³⁴⁾」という炭坑主―坑夫という単純な経営形態のほか、二つの経営形態がみられる。一つは、「坑夫中ヨリ坑山ノ事業ニ鍛達シタル者ヲ撰抜シテ棟梁トナシ、坑夫ノ勤怠ヲ監督セシム⁽³⁵⁾」という炭坑主―棟梁―坑夫という形態。もう一つは、「坑夫拾人或ハ貳拾人宛ニ納屋頭ナル者ヲ置キ、又宍坑ニ棟梁一人ヲ置キ、此兩人ニテ坑夫ヲ使役シテ採炭セシム⁽³⁶⁾」という炭坑主―棟梁―納屋頭―坑夫という形態である。

こうした関係は、すでに徳川期の末期にみられたことは繰り返すまでもない。しかしここで問題となるのは、明治期において広範にみられた納屋制度が、徳川時代の請負人制度の中にみられるのかどうか、ということ

ある。

三の(2)の注

- (1) 高島炭坑虐待問題を論じた『明治文化全集』第六卷所収の吉本襄、松岡好一らの論稿をみよ。
- (2) 拙稿『日本石炭業の技術と労働』の中の「筑豊の石炭業近代化過程における頭領制の役割」を参照されたい。
- (3) 隅谷三喜男『日本賃労働の史的研究』、九六ページ。
- (4) 同上、九六ページ。
- (5) 児玉音松『筑豊鉱業頭領伝』、『近代民衆の記録2 鉱夫』所収、三一〜二二ページ。
- (6) 『日本炭鉱賃労働史論』、二九ページ。
- (7) 前掲『日本石炭業の技術と労働』から頭領の用語を使用している。
- (8) 『日本炭鉱賃労働史論』の第一章、特に二四六ページを参照。
- (9) 金屋鉱山の飯場制度については、近々論じるつもりなので、ここで詳しくふれない。
- (10) 常盤地方の炭坑の飯場制度については、『日本炭鉱賃労働史論』の後篇で詳しく論じてある。
- (11) 能美安男『焚石覚書(Ⅱ)』、『西日本文化』No.76、三三二ページ。
- (12) 同上論文で能美安男氏もこの傾向を指摘している。
- (13) 同上、三一ページ。
- (14) 『日本石炭産業分析』、八八ページ。
- (15) 同上、八八ページ。
- (16) 同上、八八ページ。
- (17) 安蘇龍生「幕藩時代における石炭山の従業者」、『郷土田川』No.23、一八ページ。
- (18) 『高島石炭坑記』巻一、『明治期肥前石炭鉱業史料集』、二六二、四二ページ。
- (19) 池田史郎「佐賀藩武雄領の炭坑について」、『地方史研究』第一九卷三号、四九〜五〇ページ。
- (20) 桧垣元吉「唐津藩石炭史の研究」、『史淵』第八二輯、九三ページ。

- (21) 同上、九六ページ以下参照。
- (22) 同上、一〇三ページ。
- (23) 児玉首松『筑豊鉱業頭領伝』、『近代民衆の記録2 鉱夫』、四〇ページ。
- (24) 同上、四六ページ。
- (25) 同上、五一ページ。
- (26) 同上、五五ページ。
- (27) 同上、六四ページ。
- (28) 同上、七一ページ。
- (29) 同上、七七ページ。
- (30) 同上、一〇八ページ。
- (31) 同上、一一八ページ。
- (32) 同上、一一九ページを参照。
- (33) 同上、五六ページ。
- (34) 『鉱山沿革調』、『明治前期肥前石炭破業史料』、四ページ。
- (35) 同上、二二六ページ。
- (36) 同上、四ページ。

(3) 頭領制の下での納屋制度の形成

では、納屋制度とは何であろうか。徳川末期の石炭業において、頭領制の下に納屋制度が形成されていたことを示す前に、納屋制度とは何かについて検討しておく必要がある。かつて隅谷三喜男氏は、納屋制度の「概念規定がかなりルーズ」であることを正すために「納屋制度の成立と崩壊⁽¹⁾」という論文を発表したが、それによっても納屋制度の概念は一向に明確にされなかったように思う。隅谷氏は、納屋制度と頭領制度、世話方制度、飯場制度、あ

るいは友子制度との相違、区別を主張したが、納屋制度とは一体何であるかを明確にはしていない。隅谷氏によるとまず、「納屋制度なるものは、坑夫の募集、作業の監督・請負、および飯場経営の三つを包含するものであり、個々のケースについていえば、必ずしもこの三つを兼ね備えているものではない」と規定されている。ここでは納屋制度が、納屋頭による請負制度、すなわち炭坑経営主に代って坑夫の募集や作業の監督、および納屋経営による坑夫への住居貸与、日用品の供給、生活管理などを代行する請負制度であることの指摘が忘れられている。もっとも隅谷氏の場合はもちろんそれが念頭にあることは明らかであるが、概念規定をしようとする折に、大前提を忘れることは誤解を招くことになるので好ましいことではない。

隅谷氏の規定は、この前提を付した上でも不明瞭である。何故ならさきの三つ機能を兼ねているものが通常本来の納屋制度とみられるのに、三つの機能を個々の場合に兼ね備えていなくともよいと規定しているからである。ということになると、坑夫の募集のみを行なう請負人制度も納屋制度であるということになり、かつ、炭坑のために下宿屋を営む納屋頭も納屋制度を構成するということになる。私はすでにこうした納屋制度の一機能のみを行なう制度は、納屋制度の崩壊形態、納屋という名を付して行なわれているが、もはや本来の納屋制度ではないと主張した。

また隅谷氏は、別のところでは、納屋制度を日清戦争後の炭坑労働力統括機構として把え、「納屋を中心とし、労働者を募集し雇入れ、納屋に居住せしめてこれを管理し、出勤を督促し、作業に対しても監督して出炭の増加を図る」制度と規定し、しかもこれは「狭義の『納屋制度』」である⁴と付け加えている。この規定によって隅谷氏の納屋制度の概念規定は、細かにみていくといよいよ不明瞭となる。第一に、この狭義の規定のほかに広義の規定があるようであるが、それが明確に示されていない。第二に、もしさきの規定を広義の規定とすると、隅谷氏の納屋制

度概念はいよいよ不明瞭になる。すなわち、前の規定では、「作業の監督・請負」を納屋制度の機能として規定している。ところが後の規定では「作業に対しては監督」するだけで、作業の請負はない。もっともこの作業の請負が、採炭請負を意味しているかどうか明らかではない。いずれにしても、しかし、隅谷氏の規定する納屋制度は、隅谷氏がそれと区別する頭領制度の中にも存在しているのである。

隅谷氏によれば、すでに指摘したように、頭領制度は、「坑夫募集、採炭請負、納屋経営の三つの機能を営む」制度であり「納屋頭もその配下におく」制度であった。これが隅谷氏の狭義の納屋制度と異なっているのは、頭領制は、納屋頭の上に位置し、採炭請負を行なうことにすぎない。しかしこの頭領の採炭請負は、全体として炭坑主に代って労働力の統括すなわち坑夫の募集から作業の監督、納屋経営による坑夫の管理と別個に分なわれるのである、まさにそれらを包含しており、つまり採炭請負を除けば、それ自体隅谷氏の規定する納屋制度の機能そのものを包含しているのである。従って、こうした内的な関係を無視して採炭請負は頭領制度、採炭請負を行なわない納屋制度は、納屋制度と区別することはどうみてもおかしい。私が、頭領制の下に包括されている納屋制度を前期納屋制度と呼ぶのは、そうした兩者共通の関係を概念的にとらえようとするためである。

私自身がかつて行なった納屋制度の規定は、次のようなものである。「納屋制度とは、資本制的炭鉱経営における採炭様式の手労働性と分散性と労働力の不足を理由として、資本の労働力の実質的包摂が不充分であったために、炭鉱資本が、資本の指揮（労働力の管理・監督）と労働力の供給（募集）を請負人に請負せ、かつ労働者を、請負人又は資本の住居に住ませ請負人の支配のもとに労働者を炭鉱に緊縛し資本に労働力の供給を保障させるための資本主義的制度なのである」⁵⁾。そして請負人が採炭請負に基づいている場合と採炭請負は行なわず労働管理請負に基づく場合に分け、前者を前期納屋制度、後者を後期納屋制度とに分けたのであった。

しかしこの規定は、従来の通説のように納屋制度を何か封建的なもの、資本主義と相入れないものとみる見解に反対し、近代的な高島炭坑における資本による納屋制度の運用を強調するあまり、徳川時代末期の資本主義としては不十分な藩営炭坑における納屋制度の存在を無視することになった。確かに納屋制度は、炭坑の近代化過程において、近代的な資本主義的炭坑の開発過程に発展し、納屋制度の弊害もそこで集中的に発現した。従って納屋制度を資本主義と別個のものとして扱うことはできない。しかし頭領制度にしろ、金属鉱山の飯場制度、友子制度にしろ、いわゆる近代的資本主義経営において発生したのではなく、むしろ以前にすでに発生していたものが近代的資本主義的経営においても導入され、拡大再生産されたとみる方が、歴史的事実に合致しているといわなければならない。従って、納屋制度の概念は、この歴史的事実に基づいて訂正されなければならない。

金属鉱山の友子制度については、私はすでに徳川期の鉱山で友子制度が形成されていたことを幾分とも実証的に示した。ここでは、徳川期の在来石炭業において、頭領制度の中に納屋制度がどのように形成されていたかを検討したい。

すでにこれまでの頭領制度の形成の検討によって納屋制度の存在が示唆されたが、まず筑前の仕組法の中に納屋制度の存在をみたいと思う。筑前では一八三〇年代に仕組法が確立されたが、その過程で福岡藩は、一定の雇用政策を確定した。これは後に詳しく分析することになるが、旅人といわれる領外の坑夫、村方以外の坑夫の雇用を一定の条件で認めた。藩営炭坑の請負人は、村方以外の坑夫を雇用することになれば、炭坑の近くに坑夫小屋を建て、彼らをそこに住まわせなければならない。

その場合、徳川期の諸藩は、一般に村方以外の坑夫を村方から隔離する政策をとった。直接の資料は今のところ見当たらないが、福岡藩の場合も、そうしたことはいうまでもない。村方から隔離された坑夫は、山元の経営する納

屋に住み、いわゆる勘場と呼ばれる炭坑の事務所で、日用品の供給を受けなければならない。一八三八年（天保九年）の福岡藩による「焚石郡仕組御達箇条」の一節に、「一、掘子日雇之者へ売渡候諸品、高利を貪り無情を取計、仕間敷候事」とある。これは山元の経営する売り勘場が暴利を貪ることに警告したものである。こうした事態は、山元に雇用された坑夫が、炭坑周辺の納屋に住み、山元の経営する勘場に依存しながら生活していたことを示唆している。ここには、藩営炭坑の請負人である山元か棟梁が、直接納屋棟梁となっている納屋制度が形成されていると指摘できるのではないだろうか。そしてもし山元の下にいる棟梁が、明治期のような棟梁の下にいる納屋頭の存在であれば、そこに明治期の棟梁―納屋頭―坑夫という関係が成立していると思ふことができる。もちろん炭坑は、すべて村方以外の坑夫によって採炭が行なわれていたわけではないので、すべての山元が、納屋制度を擁していたとはいえない。

豊前においても事態は同様であった。すでにみたように豊前の一炭坑の棟梁は、自からも坑夫を抱えて炭坑を経営しているだけでなく、世話人を配下に置いて別の炭坑を経営させている。豊前では、村方以外の坑夫の使用が頻繁であったため、小倉藩は、しばしば坑夫の村方からの隔離を強調した。例えば、一八四四年（天保一五年）の資料は、「石炭山掘子の者共村方ニ立交り候儀は、兼々稠敷御沙汰被仰付候」とあり、一八四七年（弘化四年）の資料にも「石炭山之者、用事之外村方へ罷出候義者、無之様締り方堅可申付候事」とある。こうした政策の下で旅人坑夫は、納屋制度の下に生活していたと思われる。

唐津における請負人の下では、納屋制度はもう少し資料的に浮きぼりにされている。例えば、一八六二年（文久二年）に出された炭坑への政策の「覚」の一項に、「掘子共之儀米価者勿論何品ニよらず勘場より相求候通法ニ有之候ニ付若心得違村方へ立入諸品相調候共売渡申間敷候事」とある。ここには、元方と呼ばれる請負人の経営する勘

場で村方以外の坑夫が生活している様子が示されている。

一八六六年（慶応二年）の唐津の資料によれば、炭坑の開発に際して、掘子一二〇人、車下八〇人の坑夫たちのために家族持坑夫の「小納屋三拾軒」、単身者坑夫の「大納屋三軒」の建設を行なっている。これは、炭坑周辺に坑夫を住まわせる納屋で、旅人坑夫たちは、勘場で日用品を購入し、山元請負人の下で働いていたのである。

高島炭坑において、在来炭坑時代には、かつて私は納屋制度はみられなかったと主張したが、現在は成立していただのではないかと考えている。『高島記』には、「其の所に深掘より町人の出店有之諸色屋と申候、金銀兩替をはじめ諸色弁利を通申候」とあった。⁽¹³⁾ 私はこの記述から棟梁たちは、勘場を經營せず、日用品は、深掘から来た商人によつて商われていたとみたからである。もしそれが事実としても、藩営炭坑の請負人の下で坑夫が雇用されて、請負人の納屋等に住み、採炭に従事していたとすれば、売り勘場が町人の經營だったとしても納屋制度に近い存在であったと云えよう。

以上のようにきわめて限られた資料に基づいてだが、徳川期の在来石炭業に頭領制度と一体となった納屋制度が形成されていたことを示してきた。かつて遠藤正男は、納屋制度の発生過程を論じて、次のように述べた。すなわち徳川末期、「山元石炭稼人中の有力なるものが一山元を統一した坑主となつて、問屋より資本の融通を受け他の稼人を雇人の如く使用して作業を支配し、採掘炭を問屋に納める」か、「問題の使用人中企業才能のある者が問屋の命により、直接各地の山元村に至り、『雇頭』と称する一種の請負人を任命して坑夫の全作業を監督せしめ、収獲炭を問屋へ収める」場合、問屋に従属した請負人あるいは問題の使用人から『雇頭』となった雇人は、「掘子との間には封建的身分的強制労働の關係が生ずるに至つて、それより所謂納屋制度へ發展するのである」と。⁽¹⁴⁾ 遠藤正男の納屋制度の性格に対する封建的評価は今はおくとしても、遠藤は、問屋制に係わる炭坑における納屋制度の形

成を適格に把握しているといわなければならない。

この見解に対して隅谷氏は、ここでもこれは納屋制度の発生ではなく「むしろ棟領の発生とみなすべきである」と批判する。しかしすでにみたように、納屋制度は、むしろ頭領制度として形成されてきたのであって、少なくとも勤場が山元なり元方という請負人頭領に属す限りで、ここでは採炭請負人による納屋制度が形成されているとみることができる。ここでは納屋制度は、棟梁に従属する納屋頭によって組織されているのではなく、棟梁自身によって組織されているとみるべきであろう。遠藤正男はこの点をみてとったのである。そしてこの納屋制度は、棟領が内部分化し、棟領—小棟領—坑夫という支配機構を形成するようになる時、しかも高島炭坑では、棟梁—小頭（又は納屋頭）—坑夫、明治初期の肥前のように棟領—納屋頭—坑夫という形態をとるようになる時に、納屋制度はそれ自体として棟領制の下部機構として現象するようになるのである。しかしこの納屋制度も、複数の納屋頭を統括する頭領制度の一側面なのであって、納屋頭が頭領から独立していない限り、ほぼ頭領制度の一構成要素なのである。こうした側面をみないで、採炭請負を伴わず、頭領を上には頂かない頭領制度のみを納屋制度と呼び、頭領制度が内包する納屋制度を無視するのは、表面的な分類学との謗りをまぬがれないのではなからうか。

ついでに論じれば、明治二〇年前後の麻生鯉田炭坑の「棟梁制度」を実証的に分析した東定宜昌氏も、隅谷氏の理論を通説として支持し、私の隅谷氏批判を「若干の誤説」⁽¹⁶⁾に基づくとしりぞけた。しかし、東定氏も、鯉田炭坑に棟梁以外の坑夫募集人を見出したり、棟梁の支配の外に納屋頭を見出しているものの、棟梁自身が「自己の納屋を所有し」、「坑夫の募集・引止め」に当っていた⁽¹⁷⁾ことを認め、結局は、棟梁制度が納屋制度を内包していることを認めているのである。⁽¹⁸⁾

最後に、納屋制度の機能の面について二点にわたって指摘しておきたい。一つは、納屋制度の親方制・徒弟制度

的側面についてである。親方制度は、一般にあいまいであり、その概念もあいまいであるが、ここでは、労働制度に係わる親方制度とは、一、技能養成をめぐる徒弟制をとり、親方子方を形成している、二、労働集団の秩序を維持するために上下のヒエラルキーを形成している、三、親分子分の関係に経済外的な家父長的な義理人情を基づかせているところの人間の社会関係という程度のことである。

とすると、炭坑における頭領制度・納屋制度には、親方制度の側面があることになる。明治期における頭領制度・納屋制度の親方制度的側面については、今更指摘するまでもなく、大山敷太郎氏によって遍く強調されたことである。ところが徳川期の頭領制度についてみると、その点を誰れもあまり指摘しないし、それを示す資料も著しく少ない。しかし我々は、山元、元方という名称ではなく、棟梁、頭領という名称自体に、親方制の存在をみる事ができる。すでにみたように、請負人は、棟梁（頭領）であって、坑夫は掘子であった。この棟梁―掘子の間に何故親方制度が形成されるのだろうか。

児玉音松の『頭領伝』は、頭領たちがすぐれた技術者であり、頭領が親分子分の関係を基に坑夫を養成したことを詳細に示した。徳川期の頭領たちもまた、在来採炭技術の担手として、新入の坑夫特に専業の坑夫になることを希望する日雇を教育したのであろう。例えば、明治期の頭領は、多くの子分を持ち子分を頭領として養成したのであるが、谷角助は、「五十名に近き頭領」を「養成し」、「頭領社会に於ける氏が勢力は、何れに向いても子か孫かを遇する如き次第なる」といわれている。

炭坑が一定の技術を必要とする限り、そこに技術の伝習をめぐってルーズなものながら徒弟制度が形成されることは間違いない。更に親方制度を必要としたものに炭坑という特性がある。炭坑は危険な地下労働が行なわれるところである。そうした場合、労働秩序の厳しさが要求される。更に労働秩序もある程度自発性をもったものでなければ

ばならない。炭坑の労使関係は、かくして、使用人である頭領と労働者である坑夫の間に、親分子分の義理人情の關係、親分のためなら命をもちとはないという情感を意図的につくりだし、坑内労働の自主的秩序の維持かつ労働力の確保をはかる必要が生まれる。親方はまた子分である坑夫に技能を伝授するだけでなく、坑夫の傷病に見舞金を出したり、正月盆暮に償与金を与えたりする。こうした關係は、明治期の頭領制度・納屋制度にみられたこと²²⁾であり、徳川期にもみられたに違いない。

尚、金属鉱山においては、歴史が長いこと、発展が著しかったこともあって、徒弟制度を中心に友子制度と呼ばれる鉱夫の同職組合が形成された²³⁾。しかし九州の炭坑では、友子制度としては明確に炭坑夫の同職組合は形成されなかった。しかし逆にみると、九州の炭坑には、頭領制度・納屋制度という親方制度が形成され、友子制度がもっていたような機能を一定程度果たすことになった。実は明治期の九州において友子制度が普及しなかったのは、右の事情に根拠があつたと考えられるのである。明治期の常盤地方や北海道の炭坑で、坑夫の調達、養成、そして炭坑の秩序維持のために金属鉱山から友子制度が導入され、定着した。九州においては、明治期に入って著しく石炭業が発展したにもかかわらず、労働力の達調や養成、炭坑の秩序維持のために九州の炭坑にとって異質の友子が流入し、普及することはなかった。そのような機能は、頭領制度・納屋制度が果たしたのである。これが九州の炭坑で友子制度が普及しなかった理由である。

第二の問題は納屋制度の性格の問題である。徳川期の納屋制度は、性格的には明治維新後の納屋制度とかなり異なっていたと思われる。その最大の根拠は、二つある。一つは、炭坑主の性格の違いである。徳川期の炭坑主は、殆んど藩主であり、商品生産者であるにしても本来の資本家ではない。明治期の炭坑主は、二、三の官営炭坑を除けば、すべて資本家であり、なかには大資本家もいた。資本家の利潤追求欲は単に財源不足を補填する藩営炭坑の

場合と異なつて激しく、かつ蓄積を目指す点で用意周到である。納屋制度は、資本蓄積を強行する労働力の統括機構として坑夫に対する厳しい収奪と抑圧を伴つた。他方徳川期の納屋制度は、資本主義的納屋制度の如き厳しい抑圧機構となつていたかどうかはなほ疑問である。

もう一つの根拠は、労働市場の状況の違いである。後にみるように、徳川期の石炭業は、与えられた条件の下で細々と営まれた。労働力が不足しても、村方の労働力に依存するほか、一定の自由な労働市場を前提に旅人坑夫を雇用するにとどまつた。請負人たちは、幕藩体制の下で湧出される労働力を与えられたものとして雇用了なにとどまつた。これに対して明治期の納屋制度は、雇用の全面的自由の体制の下で、石炭業の発展に伴つて労働力が不足すれば、いかなる地域からも、いかなる職業からも、いかなる手段を講じても労働力を集め、炭坑の発展のために機能しようとした。従つてこの点からも明治期の納屋制度は、労働力不足の傾向に対応して、拘禁的かつ抑圧的な性格を帯びた。以上の点からして徳川期に形成した納屋制度は、明治期のものほど抑圧的かつ拘禁的なものではなかつたのではないかと思われるのである。

三(3)の注

- (1) 隅谷三喜男『日本賃労働の史的研究』、九一ページ。
- (2) 同上、九三ページ。
- (3) 『日本炭鉱賃労働史論』、一六三ページ以下参照。
- (4) 『日本賃労働の史的研究』、九八―九九ページ。
- (5) 『日本炭鉱賃労働史論』、二四五ページ。
- (6) 「徳川時代の金掘友子に関する考察」『経済志林』、第四九巻第四号を参照。
- (7) 『福岡県史』第二巻下、二五〇ページ。
- (8) 我蘇龍生「幕藩時代における石炭山の従業者」、『郷土田川』No. 26、一九ページ。

- (9) 『田川市史』上巻、八五〇ページ。
- (10) 松垣元吉『唐津藩石炭史の研究』、『史淵』第八二輯、一〇六ページ。
- (11) 『日本石炭産業分析』三三三ページ。
- (12) 『日本炭鉱賃労働史論』、一〇ページ。
- (13) 同上、七ページ。
- (14) 遠藤正男『日本近世商業資本発達史』、一二二ページ。
- (15) 『日本賃労働の史的研究』、九八ページ。
- (16) 東定宣『明治二〇年前後麻生鯉田炭坑の『棟梁制度』』、秀村、作道他編『近代経済の歴史的基盤』所収、六四一ページ。
- (17) 同上、六三六七ページ。
- (18) 尚、直接ここでは関係ないことだが、東定氏は、鯉田炭坑の棟梁制度に「一山請負、或は採炭請負をみることはできない」(同上六四〇ページ)と指摘しているが、隅谷氏及び私が採炭請負と呼んでいるのは主に、請負人が、労働者を組織して採炭した石炭量に対して炭価の何%かを掘賃として炭坑主から支払を受ける制度のことである。従って請負坑が一つか半分かはあまり問題ではない。ところが東定氏が鯉田炭坑に採炭請負はないと主張しているが、氏も示している資料には、棟梁役と掘場役の賃金は「若松港ニテ売捌石炭壹万斤ニ付、金拾銭ト相定メ」(同上、六二九ページ)となっている。東定氏の請負採炭とは何を指しているのか明らかではないが、一般的にみれば氏の見解は混乱していると言わざるをえない。
- (19) 大山敏太郎『鉱業労働と親方制度』を参照。
- (20) この点については拙稿『日本石炭業の技術と労働』において強調し、実証した。
- (21) 『筑豊鉱業頭領伝』、『近代民衆の記録』2鉱夫、三九ページ、一一九ページ。
- (22) 納屋制度のそうした面については『日本炭鉱賃労働史論』で詳しく分析してある。
- (23) 友子制度の概念や必然性については、拙稿「友子研究の回顧と課題」、『経済志林』第四十八巻第三号で詳しく論じてある。

四、在来石炭業における賃労働の形成

(1) 藩政府の賃労働政策

一七世紀末から経営として形成されてくる炭坑は、賃労働に依存するようになる。賃労働とは、賃金をもらって雇主のために働く経済関係のことである。歴史において、この賃労働がどの程度に資本主義的であるかどうかは、これまでの歴史学にとって大きな論争点の一つであった。とくに賃労働の性格は、在来石炭業において雇用主体の性格、すなわち藩主であるか、また商人資本であるか、産業資本であるか、はたまた中間的な請負業者であるか、によって規定されるだけでなく、藩政府の経営政策、賃労働政策によっても規定される。しかし、これまでの少なくとも徳川期の在来石炭業における賃労働研究についてみる限り、炭坑労働者の封建的性格を強調する抽象的論議は少なくはなかったが、炭坑労働者自体の実態を十分に明らかにする努力は極めて乏しかった、と云わなければならない。本節の課題は、これまで論じてきた在来石炭業の実態を前提にして、在来石炭業の発展を担い支え、かつ在来炭坑の組織者であった專業経営者や頭領の予備軍である熟練坑夫の実態を明らかにしようとするものである。彼らもまた頭領たちと並んで維新後のわが国石炭業の近代化を支え推進する役割を担ったのである。

私は、まず産炭地の諸藩が、炭坑における賃労働に対して如何なる政策を展開したかを明らかにしたい。幕藩体制は、一般的にみれば封建的社會体制であり、その限りで自由な賃労働（あるいは資本主義的な賃労働といってもよいが）に対して否定的であった。単なる労働力の商品化、雇用一般にさえ否定的でさえあった。しかし幕藩体制は、年貢米の商品化、城下町の形成、参勤交代による商品・貨幣経済への大幅な依存に基づいており、構造的に商品・貨幣経済に依存していた。農民経済は、商品・貨幣経済に巻き込まれて、土地なし農民を排出していった。幕

藩当局でさえ労働力の調達には、労働力の封建的動員でなく、商品形態による調達が避けられなくなってくる。幕藩国家は、成立当初は、労働力の商品化一般に否定的であったが、徳川中期以降になると、雇用をむしろ基本的に認めて、その代り封建体制を根本的に崩壊させることのないように雇用に一定の制限を加え、自由な雇用の発展を抑制した。

このような傾向は、九州諸藩の石炭業における雇用政策にもみられる。九州諸藩の石炭業における雇用政策の一般の特徴は、幕藩の金属鉱山における雇用政策と同様に、一方では、石炭業が領内の農村を雇用が破壊し、藩体制を危殆に陥れないように領内の農民の雇用に一定程度制限を加えつつ、他方では、必要に応じて主に他領の坑夫の自由な雇用を認める、というものであった。しかしこの政策はあくまで基本的傾向であって、産炭地の諸藩は、自領の農村における日雇労働力の需給関係、炭坑における労働力の需給関係に応じて多様な調整的な雇用政策を展開したのである。特にここで我々が注目したいのは、專業的な炭坑労働者については、諸藩はかなり自由な雇用政策を展開した⁽⁴⁾ということである。盛衰の著しい炭坑経営にとっては、ある程度自由な雇用が前提されなければならなかったし、諸藩の当局もまた炭坑專業労働者に対しては、自由な雇用政策を実施してきたのである。では次に諸藩の具体的な雇用政策をみてみよう。

まだ石炭業が十分な発展をみせなかった一八世紀末までの産炭地の藩の炭坑雇用政策は流動的であった。例えば一八世紀末の筑前藩の資料によると、藩当局が「農繁期になると山元では人手不足で掘出しも焼き立てもならず」「百姓のほか旅人なども掘り方に使い、焼き立ては農事に支障のないように百姓にやらせることを申し付た⁽⁵⁾」といわれている。こうした傾向は他の藩でもほぼ同様であった。

藩の炭坑雇用に対する政策が確固たるものになるのは、仕組法の制定されるなかであった。福岡藩は、一八三

○年代（天保年間）に炭坑雇用政策を基本的に定着させた。福岡藩は、一八三八年（天保九年）に嘉麻、穂波両郡の山元に対し「焚石郡仕御達箇条」を発し、炭坑雇用の政策を明確に定式化した。この「達」による雇用政策は次の如くである。

「一、御仕組焚石丁場江雇入候旅人統而、山元見ケメ役之者より生来相改提札相渡召仕候。尤提札銭として、人別拾弍文宛右役手元江引立候。猶又村々百姓之内、丁場日雇・岡出シ等之稼相望候者共へ、其村庄屋より委敷相調子、村方并作方共、不相障者へハ大庄屋承届ケ、提札可相渡候事。

但身帶有之百姓ニ而も、当時農方之助ニ可相成者へ、吟味之上、本文之通可取計候」。

この「達」によれば、炭坑への雇用は、村方の「百姓」と「旅人」の二つの形態で認められている。この「旅人」とは、北九州地方で他領から流入してくる日雇たちの呼称であって、農村から脱落した無高、水呑の層であり、主に専業的な炭坑労働者たちであった。

従ってここで注目すべき事は、福岡藩が、他領出身の日雇、専業炭坑夫の雇用を一定の条件つきで公認したことである。その条件とは、「山元見ケメ役」と呼ばれる仕組法に基づく村方役人により、日雇、坑夫らの人柄、素姓の調べを受けて許可をえ、十二文の税を支払い、鑑札の交付を受けなければならない、ということである。しかし問題は、こうした旅人坑夫の雇用上の制約がどの程度厳しかったのだろうか、という点である。雇用条件についてみる限り、制約はきわめて弱いといわなければならない。この点は、後に具体的にみる通りである。むしろ問題は、山元での旅人坑夫の雇用は、客観的に炭坑の労働力需要の如何によって、労働市場論的に規定されたであろうということである。村方役人の雇用政策は従って労働力需要が逼迫すれば、さきの雇用条件をルーズにし、旅人坑夫の雇用を欲しないのなければ、雇用条件を厳しくすればよい。この限りで、仕組法下の福岡藩の旅人坑夫に対す

る雇用政策は、基本的に雇用の自由を認めるものであった、といわなければならない。従って我々は政策的にみて山元においては、旅人坑夫に関する限り自由な雇用が行なわれる根拠が与えられたとみなすことができる。このことはまた一九世紀初頭からの石炭業が、もはや領内の日雇、村内の日雇百姓の雇用に依存するだけでなく、他領の「專業的坑夫群」にも依存するようになったことを意味する。そして藩は、当然專業的坑夫の自由な移動をも認めることになるのである。

では「百姓」坑夫に対する政策はどうだったのであろうか。「達」によると村々の「百姓」坑夫は、「丁場日雇」と「岡出シ」に分けられている。丁場日雇は、本来の炭坑労働者であり、坑内採炭夫であり、岡出しとは坑外運搬夫であり、全く不熟練労働者である。この村方百姓坑夫は、村の庄屋の調査によって、彼らが、村方及び自からの農事に支障がないことが明らかになりかつ大庄屋の許可が下りれば、炭坑での日雇が許された。ここで村方百姓の炭坑雇用政策として具体的に問題になるのは、第一に、調べればすぐ明らかになることであるが、脱農、離農あるいは怠農は厳禁であった、ということである。例えば、遠賀郡楠橋村の文政元年の資料にあるように「農業之心掛薄く田畑を作あらし元に指返し、又ハ売払候様之儀ハ尤不埒至極に候得ハ嚴敷咎示付候」とされているように、離農、脱農による炭坑への雇用は厳禁されたことはいうまでもないであろう。しかし、藩当局は、村方百姓の炭坑への雇用に機械的に禁止はしなかった。

第二の問題は、脱農したり怠農しなければ、村方の百姓は、炭坑に労働力需要があれば、雇用がかなり自由に認められたということである。特に、水呑、無高の層は、村方、あるいは藩自体にとって負担であり、無用でさえあったから、失業対策として水呑、無高層の百姓の雇用は、むしろ望ましいものとされた。筑前の村々でしばしば、失業対策、救貧対策として炭坑の経営、あるいは炭価の引き上げの要求が出されているを確認することができる。

尚、「達」の雇用政策では、世帯持百姓と単身者百姓とが区別され、共に同じ手続で炭坑への雇用が認められている。この区別は、単身者に二、三男が多く、土地なし百姓が多かったことに基づいてるのである。一言で「百姓」坑夫といってもそこには、いくつかの形態がみられる。「百姓」坑夫には、まず二つの形態が区別される。ともに領内の百姓であるが、一つは炭坑のある村の百姓坑夫、もう一つは領内であるが他郡他村の百姓坑夫である。後者は、更に二つの形態に区別される。一つは、他村への出稼が出身村で許可された「判外」¹⁰と呼ばれる百姓坑夫であり、もう一つは、非公認の日雇坑夫である。後者は事実上旅人に近く、炭坑に通じ流転することによって文字通り旅人坑夫化してしまふ。前者もまた炭坑夫として熟練して、流転し旅人化する可能性をもっている。

以上のように、福岡藩の仕組法下の炭坑雇用政策は、旅人坑夫、土地喪失農民に関する限り極めて自由なものであったことがわかる。このような雇用政策は、産炭地の他の藩でも同様であった。豊前小倉藩は、すでに一八〇三年（享和三年）に、他領者を集めて、石炭を採掘することを公認した。すなわちある資料によれば「亥年（享和三年）以来、旅出石御免之由にて、数十百人の溢者共相集め、御山式掘申候」¹¹とある。仕組法ができた一八四四年（天保一五年）の小倉藩の資料によれば、「石炭山掘子の者共村方ニ立交り候儀は、兼々稠敷御沙汰被付候」¹²とあり、旅人坑夫を村方から隔離するという条件で旅人坑夫の雇用を公認している。

唐津藩でも事態は同じであった。唐津藩は、後発産炭地として筑豊から專業経営者や熟練坑夫を積極的に移入したから、旅人坑夫の雇用を自由に認めていた。例えば一八一〇年代（文化の頃）の代官役所の資料には、「此度佐藤六左衛門、蜂屋又右衛門かかり而御領分石炭之村々え筑前之者召連罷越……石炭為掘候間其旨相心得候様」¹³とある。また唐津藩では、旅人坑夫については、一般に「往来切手」（農民が離村の際に交付される通行手形）なしに雇用することを公認していたことが明確にされている。すなわち一八三九年（天保一〇年）の資料は、「炭掘之銭

ニ御座候得ハ往来切手茂所持不仕候⁽¹⁴⁾とある。佐賀藩でも同様であった。後にみるように佐賀藩の場合は、隣接領に大きな炭坑労働市場を擁していたので、領内の労働力の流出が著しく、時には自領の労働力の流出を制限する政策をとった点が注目される。

以上のように、在来石炭業においては、一九世紀に入ると、旅人坑夫が集積し、そこにある程度自由な労働市場が形成された。⁽¹⁵⁾ 諸藩の当局は、石炭業の振興のために、また自領の土地持百姓の賃労働者化を防ぐ意味においても、旅人坑夫の自由な雇用を広く公認し、また領内の水呑百姓の救済の面から、彼らの雇用をかなり自由に認めてきたことがわかる。この自由な雇用政策なしには、在来石炭業は、労働力の移動による炭坑労働力の需給調整を行なうことができず、また専業者による採炭技術の蓄積、交流、伝播も実現出来なかつたであろう。次に我々は自由な炭坑労働者の集積と炭坑労働市場の形成について具体的にみることにしよう。

四の(1)の注

(1) 賃労働とは、労働力の商品化形態であるとすれば、賃労働は、資本主義的賃労働と種々の非資本主義的賃労働(すなわち個人間による労働力商品の売買形態、国家と個人による労働力商品形態)、その中間形態として資本主義的賃労働への過渡形態がある。

そしてこの賃労働は、ここでは、雇用と同義であるが、賃労働は、労働力を売る主体から握えた労働力商品の概念であり、雇用は、労働力を買う側から握えた労働力商品の概念である。賃労働で生きてゆく労働者、熟練工を雇用する経営者というが如きである。従って、労働力商品化は、雇用、賃労働の両面からなっている。

(2) この点については、拙著『賃労働政策の理論と歴史』、世界書院、一九七八年、の第二篇第一章で若干論じたことがあるので参照されたい。

(3) この点についても、同上書、第二篇第一章第三節「鉱業における賃労働政策」を参照。

(4) この主張は、従来の仕組法の労働者政策についての、通説的見解と著しく異なる。もっとも従来の見解には、藩の雇用政策

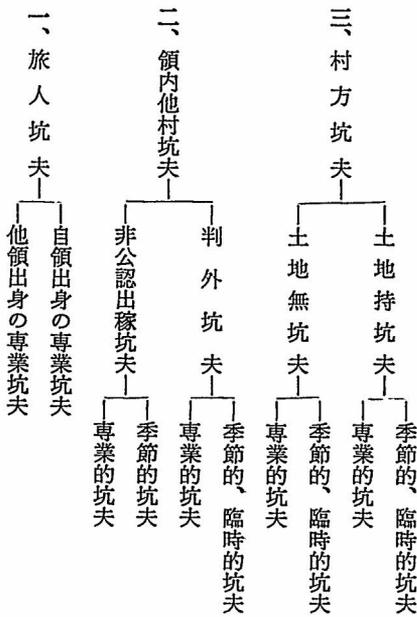
如何という問題意識は必ずしもなく、後にみるように、労働者の客観的な性格だけを問題にする傾向が強い。

- (5) 『直方市史』上巻、五九八ページ。
- (6) 『福岡県史』第二巻下、二五〇ページ。
- (7) ところが、例えば隅谷氏は、こうした事情を理解しないで旅人坑夫への藩の自由な政策を認めながらも、部分的な藩の規制を過大視して藩当局にとつて「専業坑夫が炭坑から炭坑へ渡り歩くことも、好ましからざる事態であった」、(『日本石炭産業分析』九一ページ)と指摘する。
- (8) 能美安男「焚石覚書(Ⅱ)」、『西日本文化』No. 96、三三二ページ。
- (9) 例えば隅谷三喜男『日本石炭産業分析』、八五〇六ページを参照。
- (10) 秀村遇三「麻生家の古文書」、『麻生百年史』、一一六ページ。
- (11) 『福岡県史料叢書』第六輯、一八八ページ。
- (12) 『田川市史』上巻、八五〇ページ。
- (13) 桧垣元吉「唐津藩石炭史の研究」、『史淵』第八二輯、八五ページ。
- (14) 同上、一〇二二ページ。
- (15) 徳川期の石炭業において炭坑労働市場が形成されたという見解も、従来の研究では殆んど見られない。われわれは、労働力の広範な商品化が、たとえ幕藩体制とはいえ、市場なしに行なわれると考えることはできない。

(2) 自由な坑夫の集積と炭坑労働市場の形成

一七世紀末に日本の石炭業が成立してくると同時に、そこには農閑期の農民や水呑、無高の農民の雇用が行なわれるようになってきた。そして一八世紀末にもなると、専業の雇用坑夫が形成されていることが確認されるようになる。すでに指摘したように筑前藩では、一八世紀の末に、農繁期になると山元では人手が不足し「百姓のほか旅人なども掘り方に使^①」っていたのである。また豊前においても、一八〇三年(享和三年)に、石炭の旅売りが公認されて、村方坑夫では間に合わず、「数十百人の溢者共相集め^②」て雇用し採炭している。この「溢者」は、資料の

第12表 在来炭坑夫の存在形態



解説者によると「地方からきた無頼の徒」⁽³⁾とされているが、炭坑で働く日雇を無頼漢視するのは、偏見である。彼らは、無高、水呑の日雇層であって、一部は専門の坑夫であったかも知れない。

唐津においても、さきにもた木崎盛標によれば、一八世紀末の坑夫は「古きまぶの跡を家としてくら」し、また「五年も十年も炭を掘り尽す間は」「山際仮の居宅」をつくり、「此小屋に住居する」⁽⁴⁾專業の坑夫であった。すでに木崎の炭坑分析からわかるように、彼の描いた炭坑には、採炭夫だけでも七、八人働いており、その他の部門の労働者を入れれば、約三〇人近くの労働者が働いている。彼らは、なんらかの経営者に雇用されていたことは間違いない。

一九世紀初め頃の在来石炭業における賃労働の形態は、およそ上の如く表示できる。

すでに明らかなように、坑夫は、大別して旅人坑夫と呼ばれる專業の坑夫集団と村方の百姓坑夫集団に分けられる。前者は、農村から自立した專業の坑夫集団を成し、自由に炭坑を移動した。従って彼らは、他領に脱出して旅人坑夫となったとしても、自領に旅人坑夫として帰えってくることもありうる。これは、いわゆる自由な労働者たちである。炭坑の労働力の中心には、数の問題はともかく、こうした專業の熟練坑夫の集団が据えら

れていたと考えられる。

村方百姓坑夫は、大別して二つの形態に分けられる。一つは、炭坑の存在する村方の百姓坑夫と、もう一つは、自領内の他村からの出稼ぎ坑夫である。炭坑の経営は、まずは村方の百姓坑夫の雇用によって発展した。その場合、村方百姓坑夫は、土地持の場合と土地無しの百姓に分かれる。土地持ちの貧しい百姓も、村内に炭坑が経営されていれば、日雇坑夫として、季節的あるいは臨時に稼働したであろう。その場合まれに專業的に坑夫となつて、働く場合もありうる。土地無しのいわゆるプロレタリア化した百姓は、炭坑が経営されていれば、專業的に働く可能性は大きい。炭坑が継続的に経営されていれば、土地なし百姓の專業坑夫化は必至である。しかし炭坑の経営が断続的である場合は、季節的となり臨時的な坑夫化が避けられない。

自村に炭坑がないか、働く場がない場合、主に土地なし百姓たちは、自領内の他村の炭坑に労働需要があれば、出稼ぎに出る。この場合、村方の許可をえて「判外」として炭坑で働くケースと村方の許可なしに非公認で働くケースの二様の形態がある。

自村内坑夫にしる他村の出稼ぎ坑夫にしる、彼らが土地を持たず、しかも炭坑で働く機会が長く、熟練的になるに伴つて、彼らは旅人坑夫に転化する可能性が強まる。

さて、実際の炭坑では、どのような坑夫が働いていたのであろうか。

筑前地方では、一般に旅人坑夫の存在を示す資料が乏しいことから、隅谷三喜男氏のように村方百姓坑夫が中心であったとする見解⁽⁵⁾もみられる。確かに筑前の石炭業は、一九世紀の中頃から藩当局による収奮が激しく、山元の経営は利潤の蓄積を欠く傾向があった。そして山元は、当局に対する開坑の願、経営資金の前借願いに際して、あるいは村益や賃金引き上げ要求に際して、村内の窮民の存在を強調し、彼らの救済(幕藩体制の維持)を前面に

おし出してゐる。だからはじめからこの種の資料に、旅人坑夫についての記述を求めることは無理がある。

しかしそうした資料における旅人坑夫の欠如をもって、筑前地方に旅人坑夫が存在しなかったと見るのは誤りである。すでにみた一八三八年の「達」には旅人坑夫への明確な政策もある。旅人坑夫が存在しなければ、元々こうした政策は出されるはずがない。旅人坑夫の存在を示す資料は、別な型で残っている。一八五七年（安政四年）の嘉麻郡川島村の資料は、「当村之義へ船頭勝并他村石山掘子之者共、多人数入込居申候」と記し、川島村の炭坑で多くの旅人坑夫を雇用していることを示している。しかもここで留意しなくてはならないのは、この資料が石炭関係の資料の大部を占める山元側のものでなく、村方の「百姓」連中から提出されたものであるということである。

筑前では、仕組法下で旅人坑夫の雇用は公認されてはいたが、山元経営者は、藩の収奪に対して常に窮状を訴え、村民の救済を主張してきた手前、旅人坑夫についてふれるのを避けてきたふしがある。一八三二年（天保三年）の穂波郡潤野村の一資料も、「肥後国熊本巻救村新蔵と申者四十五歳ニ罷成、女房召連春以来当村石山本屋に参り、焚石掘子方仕居申候処」、病死したので当村に仮埋葬したと、彼の女房から申出がなされた⁽⁷⁾と記し旅人坑夫の存在を示している。これも山元側の資料ではない。また一八五九年（安政六年）の鞍手郡長井鶴の資料は、「当村抱雜木谷焚石丁場ニ何方之者共相知不申先月廿七日暮頃入込焚石掘出日雇稼仕度旨」⁽⁸⁾申出た、と記している。この資料は、この坑夫が後に病氣にかかったので処置方を役所に伺い出た時のものである。もし彼が病氣にかからなければ、資料は残らなかつたはずである。

そのほか筑前において旅人坑夫の存在を示す資料は少なくない。能美安男氏は、しばしば引用した「焚石覚書」(II)の中で遠賀郡「楠橋村は、知る範囲では旅日雇の数が多し感じがする。」と指摘し、何らかの問題を起こした旅人をリストアップしておられる。そして彼らが炭坑で働いていたと示唆されている。秀村選三氏も麻生文書の編

築に際して、麻生文書の中に筑前の「焚石丁場（炭坑のこと―引用者）で働いていたと思われる判外、旅人についての史料も残っている」と指摘している⁽¹⁰⁾。しかも後にみるように、自由な旅人坑夫が筑前にも移動しそこで働いていたことを示す資料が散見される。もともと筑前の石炭業が一九世紀に入って停滞的であったことは、筑前地方で旅人坑夫への依存度が大きくならなかつたであろうことを示唆している。しかし特に肥前地方での石炭業の活性化は、筑前の村方坑夫や判外坑夫を領外にさそい出し、旅人坑夫化する可能性を与え、逆に筑前地方の坑夫不足が旅人特に熟練旅人坑夫の需要を増加させる可能性をも生みだしたであろう。

豊前における旅人坑夫についてもその存在を示す資料は乏しい。しかし、すでにみたように「石炭山掘者共村方ニ立交り候儀」は「兼々」⁽¹¹⁾ 厳しく禁止されていたこと自身、旅人坑夫の存在を明確にしている。それでも二、三の資料は、旅人坑夫の自由な雇用を示して大変興味深い。例えば一八四四年（天保一五年）の豊前赤池村の坑夫の喧嘩に関する事件調査は、⁽¹²⁾ 赤池の炭坑で旅人坑夫が雇われていたことを示している。事件は、後にもう一度ふれるように酒屋の店員と坑夫の喧嘩による傷害事件であったが、それに関係した五人の坑夫は、すべて旅人坑夫であった。平助二五歳は肥後生れ、治平三一歳は筑後久留目原古賀町生れ、彦八三八歳は長崎後藤町生れ、石炭山川勘場小使の猪助は豊後上毛郡宇嶋の生れ、兵十郎は出身地不明だが筑前から流れて来た旅人坑夫であった。

一八五八年（安政五年）の事件に連座した人物もすべて他領の旅人坑夫であった。この事件は、坑夫同志の喧嘩による殺人事件であるが、殺された坑夫の義理の母親のせい一家は豊後中津領出身の旅人坑夫の後家、炭坑で働く旅人坑夫の子供四人、筑後灰塚出身の旅人坑夫の娘むこの治平などであった。事件の発端をつくつた坑夫長吉は肥前大村出身で、関係者すべてが旅人坑夫であった。

肥前地方では、炭坑夫がもっと明確に旅人に依存している傾向が読みとれる。第一三表に示したように、一八六

第13表 唐津藩梶尾村の坑夫出身地（文久2年）

| | | 単身者 | 家族持 | その家族数 | 計 | % |
|-------|----|-----|-----|-------|----|-------|
| 筑豊 | 前 | 5 | 6 | 14 | 25 | 30.0 |
| | 前後 | | 2 | 6 | 8 | 9.8 |
| 筑肥 | 後 | 1 | 1 | 3 | 5 | 6.1 |
| | 前 | | 5 | 9 | 20 | 24.6 |
| 平戸・長崎 | 島 | 1 | 4 | 10 | 15 | 18.5 |
| | 原 | | 1 | 2 | 4 | 4.9 |
| その他 | の | 3 | | 1 | 4 | 4.9 |
| | 他 | | | | | |
| | | 17 | 19 | 45 | 81 | 100.0 |

注 桧垣元吉「唐津藩石炭史の研究」『史淵』82輯，101ページより作成。

三年（文久三年）の肥前のある炭坑において、三人の山元経営者に雇用されている坑夫の殆んどが他領出身である。すなわち肥前出身者は、家族を含む八一人中二〇人、二四・六％にしかすぎない。残りは主に筑前出身の五人、三〇％、筑後出身の五人の六・一％、豊前出身の八人で九・八％である。筑豊は全体で四五・九％にも達している。要するに唐津の坑夫の半分近くは、筑豊から来た旅人坑夫であるということになる。肥前出身者をすべて唐津出身者とみても、約七五％が他領の旅人坑夫であったということになる。そのほか、天保年間に出された石炭方役所からの通達には、札付坑夫として炭坑への雇用の禁止又は捕縛を命ぜられた一人の出身地は、島原四名、筑前三名、大村領一名、長崎一名、西彼杵千々輪二名であり、すべて旅人坑夫であった。

また佐賀藩武雄領の一八四〇年（天保十一年）の資料によると、藩当局は、福母村より熟練坑夫七人を招いて藩営炭坑を開いたが、三ヶ月後の三人の坑夫出身地は、武雄領内出身者が一人、佐賀藩内一人その他うち福母村出身が一人、佐賀藩外一〇人であった。また一八三八年（天保九年）の佐賀藩多久領の場合、焼米村の炭坑内殺人事件の犯人は、「豊前国新吉」というものであった。同じく多久領の一八五〇年（嘉永三年）の資料は、「炭掘渡世として多筑前之者参居」と記している。

第14表 野間山炭坑の坑夫出身地 (天保11年)

| | | | |
|-------|-----|-----|-------|
| 武雄領内 | 他村 | 11人 | 28.2 |
| 佐賀藩内 | 他領 | 18人 | 46.2 |
| 佐賀藩外 | | 10人 | 25.6 |
| 筑肥大唐浦 | 前後村 | 3人 | |
| | 津上 | 1人 | |
| | | 4人 | |
| | | 1人 | |
| 計 | | 39人 | 100.0 |

注 池田史郎「佐賀藩武雄領の炭坑について」『地方史研究』19-3, 50ページより。

少なくともなかったであろう。一八三〇年(文政一三年)の遠賀郡楠橋村の資料は、「焚石掘方、数年手馴者より委敷承候²⁰⁾」と記している。この資料は、村方の坑夫が、次第に炭坑に修熟してきたことを指摘して興味深い。特に筑前地方の村方百姓坑夫は、他の地方の需要に応じて、領外に流出し、すでにみたような筑前出身の旅人坑夫に転化した者も少なくなかったはずである。

再び児玉音松の『頭領伝』をみよう。この文献は、明治期の頭領たちが、徳川期の筑豊の炭坑でどのようにして働いていたかをよく示して興味深い。まず第一五表は明治前に炭坑で働いていた頭領たちの出身又は前職を示したものである。明治期に頭領として活躍した人達は、炭坑で専門的に働くようになった坑夫であるが、四七人のうち一三人が、父親が炭坑で働いていたなどならぬ鉾山に關係していた人たちである。つまり、二代目坑夫であった。しかもこの事は、筑豊の炭坑の労働力の給源が、一定程度旅人坑夫と呼ばれる坑夫專業者の子弟によっていたことを証明しているのである。この点は、炭坑技術の蓄積、発展にとっても必要かつ重要な意味をもっている。二代目

以上のように、一九世紀に入ると、北九州の産炭地諸藩内の炭坑では、かなり広範に旅人坑夫を雇用していたことがわかる。尚、村方の百姓坑夫について云えば、すでに指摘したように、土地持百姓の農閑期の雇用と土地喪失百姓の雇用、なかには恒常的な雇用とが存在した。例えば、一八三九年(天保一〇年)の遠賀郡香月村の資料は、「当村貧窮之者共、御仕組焚石當夏迄掘方仕、兎や角と過佗仕居申候²¹⁾」と記している。こうした季節的に炭坑で働く貧窮農民も、炭坑労働に修熟し、更に貧窮して專業の炭坑夫に転化した者も

第15表 幕末熟練坑夫の出身・前職
—明治初年前に坑夫となった人の出身及び前職—

| | 父親の職業 | 本人前職 | 小計 |
|----|--------|------|------|
| 1 | 炭坑の経営者 | 7 | 8 |
| | 頭領 | 4 | 4 |
| | 金属鉱山坑夫 | 1 | 1 |
| | 小計 | (12) | (13) |
| 2 | 農業 | 6 | 6 |
| 3 | 商業 | 3 | 3 |
| 4 | 職人 | 3 | 3 |
| 5 | めあかし | 2 | 2 |
| 6 | 博徒 | 2 | 2 |
| 7 | 前職不明 | | |
| | 産炭地出身 | 15 | 15 |
| | 非産炭地出身 | 3 | 3 |
| | 小計 | (18) | (18) |
| 合計 | 14 | 33 | 47 |

注 児玉音松『筑豊鉱業頭領伝』より作成。

坑夫の比率は、上表では二七・六％であるが、産炭地出身者の前職不明が相当あり、この中には、代々炭坑で働いていた坑夫の子弟が相当いたのではないかと思われる。

坑夫の出身のうち農業が六人しかいないのはまた興味深い。六人は脱農または離農して坑夫となった場合である。産炭地出身者で前職不明が一五人いるが、この中には、村方の水呑の子弟が多かったのではないかと思われる。これらの坑夫たちは、幼小の頃から炭坑で働いている者が多く、自分の家の職業がはっきり自覚されていない。商人や職人時にはめあかし、博徒から坑夫に転じた人も少なくない。徳川期の炭坑労働力

の給源が、広範囲にわたっていたことを示している。

次に我々は、児玉の『頭領伝』によって、徳川末期の専業坑夫たちが、どのように働いていたかを具体的な例によつてみることにしよう。まず二代目坑夫がどのように炭坑で働いていたかの例をみてみよう。

すでに頭領の分析でみた飯田利吉は、一八二七年（文政九年）に、鞍手郡御徳に生まれ、炭坑経営に当たっていた父親の炭坑で、一八三七年（天保八年）頃から一〇歳で後山として坑内で働き、一八四三年（天保一四年）に一六歳の時に採炭夫となり遠賀郡内の諸炭坑で三年間働き、三年後には、世話方となり、頭領的地位にいた。この例

でわかるように三年間の後山、三年間の先山、そして六年後に世話方に出世している。ここに当時の坑夫の成長過程のパターンをみる事ができる。彼の場合は、他領出身のいわゆる旅人坑夫ではないが、自領内での旅人同等の自由な專業坑夫であった。のち肥前に転出して文字通り上層旅人坑夫となっていく。

吉田喜右衛門²²⁾は、一八四二年(天保一三年)、嘉穂郡出身の炭坑経営者の子として生れ、嘉穂の炭坑で父に従い幼少の頃から働き、のちに豊前の赤池坊主ヶ谷の炭坑に移り、一八六六年(慶応二年)まで働き、翌年二五歳で田川郡の川原弓削田原坑の大頭領となる。

篠原直七²³⁾は、一八三二年(天保三年)嘉穂郡鯉田村で頭領の子として生れ、一八四五年(弘化二年)一四歳で父と共に坑内で働き、一九歳の折に鯉田の田中某の経営する炭坑で父頭領の下で一坑を与えられて小頭領として働き、その後各炭坑で頭領として活躍する。

谷角助²⁴⁾は、一八四三年(天保一四年)に田川郡金田の炭坑経営者の子として生れ、一八五五年(安政二年)に一三歳から父の炭坑で働き、一九歳の折に唐津に出奔して各地の炭坑で働き、明治初年に田川に帰り、大頭領として活躍する。

二代目坑夫のほか、二、三のタイプの坑夫をみてみよう。岩永勝造²⁵⁾は、一八五〇年(嘉永五年)頃長崎市浦上で生れ、一八六三年(文久三年)頃一三歳の折、天草富岡の志岐炭坑で働き、一六歳の時に高島炭坑へ移る。一八七一年(明治四年)の二一歳の折隣の香焼炭坑に移り頭領となる。これは旅人坑夫の典型である。

丹波新九郎²⁶⁾は、一八三〇年(天保元年)遠賀郡香月村の百姓の生れ、一八五五年(安政二年)二五歳で農業をやめて、同郡の木戸谷炭坑に入り一年半働く。その後楠橋村下沢九郎の香月坑で四年、更に二ヶ浦坑で一年半、楠橋緑坑で一年半等、主に下沢九郎の炭坑で働いている。これは、村方百姓坑夫から專業坑夫になった典型である。

渡辺弥右衛門⁽²⁷⁾は、一八〇七年（文化四年）鞍手郡直方の生れであるが、出自は不明である。一八歳の時、同郡内の炭坑で働き始め、その後、同郡内の各地の炭坑で働き、一八三三年（天保四年）の二六歳の頃には熟練坑夫となり、各地で頭領として働く。これは、村方坑夫が専業坑夫となった典型である。

和田勇七⁽²⁸⁾は、一八四九年（嘉永二年）の鞍手郡永谷村の生れ、出自不明だが一三歳の折から同郡の諸炭坑で二〇歳まで働き、その後一八六九年（明治二年）に遠賀郡の炭坑に移り、翌年世話方となる。このケースは渡辺と同じである。

中田新平⁽²⁹⁾は、一八四四年（弘化元年）の佐賀東松浦郡入野村の出身、出自は不明だが、一八六三年（文久三年）頃、一七、八歳の時から、唐津、平戸、小城、高島の諸炭坑で働き、明治元年に佐賀県の杵島郡の福母炭坑で坑内監督となり、翌年から平戸の炭坑で下受掘を行ない、のちに頭領として筑豊で活躍する。これも旅人坑夫の典型である。

瓜生治助⁽³⁰⁾は、一八四六年（嘉永元年）肥前小城の生れ、肥前、唐津の諸炭坑で働き、のちに筑豊で頭領として活躍する。これも旅人坑夫の典型である。

以上のように、児玉は、筑豊あるいは肥前唐津の地方で、幕末期に炭坑で働いた頭領たちを紹介しているが、それは筑豊に専業坑夫集団が形成されていたことをよく物語っている。

さて、一九世紀初めから中期頃まで、こうした旅人坑夫を中心とする専業坑夫数はどの位に達していたのであろうか。坑夫数についての資料は全く存在しないし、今後も恐らく絶対明らかにならないであろう。しかし出炭高などからおよその傾向は推測できる。例えば、仮りに、当時の採炭従業者が、すべて専業坑夫だったとすれば、一九世紀二〇年代の年産一二〜五万トン近い出炭は、年産一人二二トン⁽³¹⁾とすれば、年産一二万トンの場合、坑夫数は、

五三〇〇人近く存在したことになる。又、年一五万トンの場合、六六〇〇人近く存在していたということになる。また一九世紀の中葉の場合は、年産四〇万トン近かったので、坑夫数は、一万七七〇〇人近く存在したのではないかと思われる。

もっともこれらの坑夫数は、坑外の運搬部門や排水部門も含まれているので、坑内の採炭及び運搬（これは採炭見習を含む）だけに限ると全体の半分位に縮小する。そして村方坑夫を除く旅人坑夫は、どの位になるのであろうか。旅人と村方の比率はもちろん明らかではないが、肥前中心の出炭傾向と肥前の旅人の多さを考慮に入れると例え五対五位の割合だとしても、一九世紀中葉には、旅人坑夫は五〇〇〇人近くは存在したことになる。

しかし、全体として炭坑経営は、季節的な面も少なくないし、村方坑夫自身が季節的である事が多いので、炭坑に働く坑夫数は、今迄の推定よりはるかに多くなると思われる。またそれだけ旅人坑夫数も多くなるといえよう。

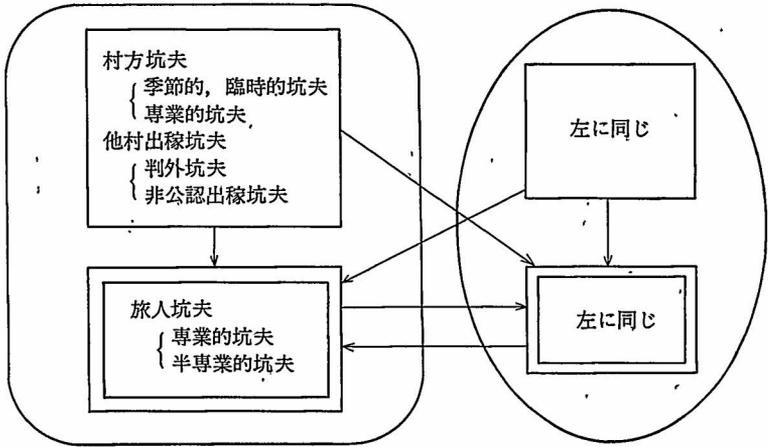
一八世紀末になると石炭業は、専ら雇用に基づく経営になってくる。しかもそれは専業の坑夫の雇用もかなり存在していた。そこには炭坑労働市場が形成された。この炭坑労働市場の構造は、次の如く特徴づけることができる。産炭地領内の労働市場は、熟練と不熟練からなる村方坑夫の日雇の雇用と熟練・未熟練の旅人坑夫の雇用から構成されている。そして村方坑夫の一部は、種々な理由によって、例えばより高い賃金を求め、あるいは領内の炭坑が閑鎖されて、あるいは百姓仕事より炭坑稼の方に魅力を感じるようになって、旅人坑夫に転化する。それは、領内でカッコ付の「旅人」坑夫になる場合と領外の旅人坑夫になる場合がある。以上の領内の雇用構造は、ほぼ産炭地の基本的労働市場の構造をなしている。そして、旅人坑夫を中心にして、領内、領外を通じて、自由に移動する横断的な労働市場が形成されている。旅人坑夫は、より高い賃金を求めて、あるいはより高い技術を修得するためあるいは炭坑が閑鎖されたり、労働条件が悪化したりすると、ある領内の炭坑から他の炭坑へ、また別の

第9図 徳川末期・炭坑労働市場の構造

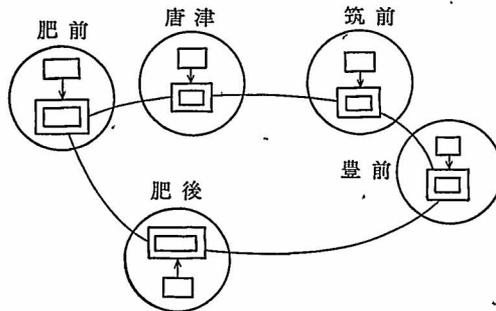
I 基本構造

(1) 産炭地領内市場圏

(2) 産炭地領外市場圏



II 北九州横断的炭坑労働市場



領の炭坑へと移動する。そして時には、ある領の村方坑夫が、領内か他領の旅人坑夫に転化し、横断的労働市場に転入してくる。

北九州地方には、すでにみてきた資料によっても領内の村方坑夫を中心にやや閉鎖的な労働市場と旅人坑夫を中心とする自由で横断的な労働市場が形成されていることがわかる。第九図は、炭坑労働市場の構造を略示したものである。ここでは、坑夫が実際にどのように自由に移動しているかを、一、二、三の資料によってみることにしよう。

すでに紹介した豊前の一炭坑に係わる坑夫の喧嘩に関する一九四四年（天保一五年）の資料は、事件後、関係者が語った調書であり、当時の坑夫がきわめて自由に移動していることを示す注目すべき資料であり、信憑性の著しく高いものである。資料によれば、肥後生れの平助は、「両親も相果て候ニ付、三歳の歳長崎稻狭村伯父大吉」にあづけられ、「成長仕一時寅歳（文政一八年）国元」に一度帰り、「去年七月筑前江籠越、石炭掘仕居」、「去十二月二十日御当国江冬以来焚石掘等御座候」と供述している。平助が筑前の炭坑に行く前に何処で働いていたか明らかではないが、筑前の炭坑で六ヶ月働き、その後豊前の炭坑に移っているのが注目される。筑後の久留目生れの治平は、「去成年（天保九年）同国罷出、所々稼等仕、去る卯（天保一四年）十月筑前鞍手郡長谷村石炭掘稼仕居」、そこで兵十という坑夫に「金貳朱」を貸したが、借金を踏み倒して逃亡した兵十が豊前の神崎村の炭坑で働いていることを聞き知って、今年正月一六日に「神崎石炭山へ罷越」したという。また治平が兵十に貸金した際の請人となった長崎後藤生れの彦八は、「文政十亥歳国元罷出、所々稼等仕」、筑前の長谷村の炭坑で治平らと働いた後に、今年正月一〇月に神崎村の炭坑に来ている。この「石炭山掘子の旅人三人」は、山神祭の日に近くの赤池村の酒屋で酒を飲み、店員と喧嘩して殴打され、役所から調書をとられ、我々に貴重な資料を残した。通常こうした坑夫の実

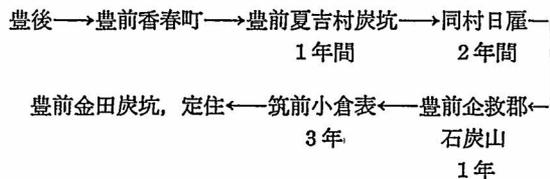
態を伝える資料は残らないのである。

さてこの場合、注目されるのは、三人の旅人坑夫が、「所々稼等仕」で働き歩いていることと、借金を踏み倒した兵十を追っていとも簡単に筑前から豊前に移動してきていることである。しかも豊前の炭坑で、彼らは容易に雇われていることである。この点について神崎村における炭坑の頭領である栄蔵は、平助の場合は、「去極月押詰……筑前より罷越、暫時掘子の内ニ遣戻候様申候ニ付、召遣居申候」と証言し、雇用がいかにも自由に行なわれている事を示している。本来ならば、旅人坑夫の雇用に際しては、彼の素姓や生国が調べられなければならないのに、実際は、そうした事は問題になっておらず、雇用契約がいかにも自由に、ルーズになっている。頭領栄蔵はこの点について次のように証言している。すなわち栄蔵が配下の弥十に世話させている炭坑に、彦八が雇ってくれと云って来たので、自分は、「地盤と素姓如何可仕哉と奉存候内、段々炭山用向御座候」というように、素姓を正そうとしている折に、炭坑が忙しくてそのまま使用しているうちに、素姓を調べそびれたというのである。

以上の事態は、福岡藩の仕組法下の雇用政策にみられるように、旅人の雇用には、素姓の調査後、役所の許可を得るルールが定められているにかかわらず、実際には、手続がルーズになり、雇用が極めて自由に行なわれ、それに応じて坑夫が自由に移動していることを証明している。

一八五八年（安政五年）の豊前のもう一つの資料も同じ事態を証明している。この資料は、豊前林ヶ谷炭坑の二人の坑夫が喧嘩して、一方が殺された事件の際の関係者の調書⁽³⁹⁾である。ここで注目されるのは、この資料に出てく

第10図 せい一家の移転図



る旅人坑夫の生い立ちと流転の様子である。まず殺された坑夫を婿入させた未亡人「せ以」（七五歳）は、豊後中津領下毛郡会智村の出身で、同村の菅右衛門に嫁ぎ、二子をもうけた。男の子が眠病にかかったので、一家は、豊前の香春町の中山という医者にかかるため離村し、「同町文蔵と申者方へ止宿」した。三カ月後にして治ると一家は「夏吉村の内萩原と申所石炭山ニハ老年計り日雇持仕同村清三郎と申者方借宅江式年計り相滞り日雇持等仕候」ということであつた。その後一家は、豊前の「企救郡足立村へ石炭山出来仕候」ということで移り、「同村平三郎ト申者方へ宿仕石場稼青年」ばかりしてから、筑前の小倉表にでて「長屋を借り」、「三年余り日雇持等仕」て、その後知人である豊前「金田村の内石場乙吉」のところに来て「日雇持」し、せ以は、文政六年頃ここで夫を病気で失ない、その後この金田村に定住することになった。これだけを見ても、せ以一家が炭坑を転々と稼ぎ歩いている様子がよくわかる。

一方せ以の子供は四人であつたが、一人の娘は早く死に、もう一人の娘は、この段階では、「他方へ出稼今以帰り不申」ということで旅人坑夫一家の娘も旅人となつてゐることを示している。俣の治左衛門は成長すると「他方出稼帰り不申」ということで不在であつたが、久しぶりに帰ってくるとまもなく病死したという。末娘のて以は、金田村の許斐こみ又四郎のもとで奉公稼をしていたが、近村の市助と筑前赤間にかけて落して「日雇持」をして働き、その後二人は戻つて来たが、その夫は七年後に病死した。せ以、て以親娘は、共に村内の「石炭山江参り」稼いでいたが、旅人坑夫の治平と知り合い、彼をて以の婿に迎い入れた。しかしまもなくて以が病死し、婿の治平も件の喧嘩がもとで死んでしまう。資料の語るせ以一家の流転の生活は、旅人坑夫が、自由に炭坑を移動して歩く実態を如実に示している。そしてこの際注目されるのは、せ以一家を金田村のしかも村方に定住させていた金田村の対応である。村方役人は、本来旅人坑夫を村方に定住させてはいけなと定められていたに係わらず、これを黙認してき

たことである。それは、金田村の炭坑がそれだけ旅人坑夫に依存していたことを意味するだけでなく、旅人坑夫の隔離策が形骸し、旅人坑夫の社会的地位が向上してきていることを示すものである。

次に肥前における坑夫の移動を示す資料をみてみよう。唐津の諸炭坑は、筑豊から多くの旅人坑夫を移入した。天保年間（一八三〇～四四年）の唐津の一炭坑資料は、石炭方役所は、島原出身者三名、筑前出身者三名について、「右六人之者不人柄由然ル所折々石炭山へ徘徊等致候相聞候ニ付、定而何レモ面躰見覚候事と存候、若後向立寄候共、勘場へ勿論掘子納屋ニ而足留為致候相成不申候」と命じた。この文面は、何か不将を仕でかした六名の旅人坑夫を各炭坑で雇わないように命じたことを示すが、その文脈から、旅人坑夫が炭坑から炭坑へ移動して歩く様子が窺える。同じく唐津の資料で、一八六二年（文久二年）に地方役所が雇用関係に対して示した政策の「覚」によると、「御領内石炭山より逃参り候掘子三十日之内者、其元方ニ而金銭等貸付不申、先元方より掛合来候ハム無異相返可申候、右日限過候ハム懸合来候共其元方可為了簡事」とある。この文書の文意は必ずしも明瞭ではなく、二つの解釈ができる。この逃亡掘子が、領内の元の炭坑で借金を踏み倒すいわゆるケツワリ坑夫である場合と借金がない普通の坑夫の場合とである。そしてケツワリ坑夫である場合は、逃亡に対して否定的なのは貸借関係の経済原則からしてむしろ当然で、三〇日の不自由の制約が伴った後、自由な雇用が回復する。私は、この文面はこのように解釈されるべきだと考える。後にもふれるように、当時すでに納屋制度が形成され、坑夫は、しばしば経営者や頭領から借金をすることがあるからである。後者の解釈の場合は、領内の炭坑から坑夫が、頻繁に移動しないよう、少なくとも三〇日の間、元の炭坑の雇主が異議を申し出た場合は、雇用を見合わせよということになる。労働力の不足に際して藩当局がこうした政策を一時的に打ち出したことも考えられるが、これまでみたように坑夫の自由な雇用が前提されている以上、移動を一般的に禁止するとは考えられない。

佐賀藩武雄領の資料は、坑夫の確保が労働市場メカニズムによって行なわれることを示している。一八四三年（天保一一年）に武雄藩は、領内で藩直営の炭坑を開きかけたが、その際藩当局は、「福母勘兵衛」に「麻符手配方の相談料百四拾四匁³⁷⁾」を支払って、熟練坑夫を世話させた。一八四三年（天保一四年）の佐賀藩多久領の資料も興味深い。この資料によると、多久領の高木川内村から近在の唐津藩内の坑夫に無許可で出稼にいつている日雇がいた事が明らかにされている。すなわち「其方儀、無手数ニ而唐津料笹原村罷越日雇に相部り」とあり、しかもこの坑夫は、その炭坑の「親方源蔵の娘しづ」を連れだし、佐賀表に逃亡した。この坑夫は、婦女誘拐の罪で二年の「徒刑³⁸⁾」を受けたが、出稼ぎそのものについては問題にされなかった。同じ資料は高木川内村の農民が唐津浪瀬山の炭坑の運送方として出稼ぎに出ているので、同村内の「炭運送之牛馬漸々手寡ク相成³⁹⁾」、山元経営者が当局に出稼ぎの規制を願ひ出たことを伝えている。この政策は、産炭地の伝統的政策でもあるが、他領への出稼ぎの傾向が示されていて興味深い。更に別の興味深い資料によると多久領の当局は、領内の「別府・古賀津辺り之者共唐津石炭山日雇稼ぎとして罷出⁴⁰⁾」ていることを認め、一応「他領へ無手数ニ」て出国するのを「御国禁ニ候処」としていても、出稼ぎについて「御内輪」にして、ただ真偽のわからぬ「金子⁴¹⁾」を持ち帰えることだけを厳しく禁じている。これは、領内から領外への炭坑出稼ぎを立前上禁止し、事実上は認めていることを示しているのだが、領内の貧窮百姓の増加が当局にそうさせているのであろう。これと多久領の農民の唐津藩への出稼ぎは、彼らが炭坑労働市場に足を踏み入れていることを示し、時として、唐津の炭坑内を移動するだけでなく、筑豊の炭坑へ移動し、旅人坑夫に転化していくことをも示唆している。

以上のように、一九世紀の前半には、九州の炭坑地域に、季節的な百姓坑夫に加え、半ば專業的な百姓坑夫、専業に転化した百姓坑夫、それに專業的な旅人坑夫の雇用が広範に形成され、そこに村方坑夫と旅人坑夫からなる炭

坑労働市場が形成されていたことが明らかになった。そしてその炭坑労働市場は、自由な旅人坑夫の横断的な側面をも保持していたのである。在来石炭業は、もはやこの労働市場メカニズムによってしか、労働力を確保しえなかったのである。この労働市場には、炭坑に特有の無頼の徒や博徒、あるいはやくざが流入してきたとはいえ、賃金でのみ働き生活する労働秩序の体制が構造化されていたのである。そしてそこには、旅人坑夫を中心とした熟練坑夫の集団が存在し、在来石炭業の技術を蓄積し、継承し、発展させてきたのである。彼らのある者はまた炭坑の組織者、管理者としての頭領、親方、あるいは経営者に上昇していき、在来石炭業の指導者となっていたのであった。維新後の石炭業の近代化は、こうした在来石炭業に働く一連の労働者、頭領、経営者の存在なしには、容易に実現しえなかったのである。維新後の西欧的炭坑技術の日本への移殖は、無地の上に行なわれたのではなく、在来石炭業の蓄積した採炭技術の上に行なわれたのであり、一定程度、在来技術の上に接木的に行なわれ、在来技術者たちによって支えられながら実現したのである。この過程についてはすでに論じてあるので、ここでは割愛することにしたい。

尚、最後に指摘しておきたいのは、従来の研究においては、徳川時代の石炭業における賃労働は、きわめて封建色の強い、従って隷属性の強いものと見なされてきたことについてである。例えば、徳川時代の炭坑労働者についての先駆的な論文を書いた遠藤正男は、一九世紀前半の炭坑労働者をかなりリアルに描きながらも「徳川時代に於ては未だ社会一般が強い封建的束縛の下にあり、且炭坑労働者が自己を生かすべき他の職業を容易に見出し得なかつたから、隷属的賃金制度も何等問題にならなかつた」として全体として徳川期炭坑労働者の隷属性を強調することになっている。こうした見解は、特に実証性を伴わず、ある種の先入見を持った論者によって固定され、むしろ極端に拡大されて今日に引き継がれてきている。例えば、戸木田嘉久氏の論稿『産業革命』以前における石炭鉱

業の形成」は、幕藩体制下の坑夫を「前期的炭鉱労働者群」とあらかじめ規定しつつ、仕組法下の村方百姓坑夫を「基本的に土地に緊縛された農奴」だとか、「農奴として緊縛されたこの小生産者のな労働者」とかみなし、旅人坑夫について分析を全く欠いたうえで、労働者群を、「隷奴的形態の賃労働者」の原型」とか、単に「零落させられた小生産者・事実上の賃労働者」とかと把えているにとどまっている。

しかも、旅人坑夫の存在をはじめ、幕末の炭坑業をかなり詳細に分析している隅谷三喜男氏でさえ、「幕末・維新期の雇用労働をもって直ちに近代的賃労働関係を規定することはできない」と述べ、従来の炭坑労働者の隷属性を強調する見解に対しなんらの批判を向けないでいる。確かに、ブルジョア革命的でそれ故、社会的に労働力の商品化を全面的に認めた維新変革後と、労働力の商品化を体制としては部分的にししか認めなかった幕藩体制とでは、明らかに、賃労働の在り方が異なってくるのは当然である。しかし、幕藩体制下の賃労働規制政策のもとにおいてさえ、また藩の種々の規制を受けつつも、鉱山や炭鉱においては、「直ちに」近代的な賃労働関係と規定しうるような雇用関係は成立しうると云えよう。又、ブルジョア革命前後の賃労働関係は、資本の實質的包摂が十分な段階の賃労働と較べれば種々の古い衣をまとっているとはいえ、それなりに近代的賃労働関係と評価しうるし、幕末の自由な炭坑労働者たちは、維新後の炭坑労働者と殆んど全く同質のものとして評価しうるのではないかと思われる。

また納屋制度の存在をもって、維新前も維新後も、炭坑労働者は、封建的隷属下にあったとする議論は、かつて批判したように、資本の未成熟に基づく資本主義的な隷属を封建的な隷属と見誤るものであって、到底納得できる主張ではない。九州地方で新たに発掘されている炭坑労働者に関する資料は、私の立論を十分とは云えないまでもかなり実証していると確信する。

四(2)の注

- (1) 『直方市史』上巻、五九八ページ。
- (2) 『福岡県史料叢書』第六輯、一八ページ。
- (3) 同上、一八ページ。
- (4) 前掲『日本庶民生活史料集成』第一〇巻、七六五ページ。
- (5) 『日本石炭産業分析』、八五ページ。
- (6) 『飯塚市誌』、三三二ページ。
- (7) 同上、三二九ページ。同様の資料は、三三〇ページにもみられる。
- (8) 『日本石炭産業分析』、八二ページ。
- (9) 『焚石覚書(Ⅱ)』、『西日本文化』No.76、三三二ページ。
- (10) 『麻生百年史』、一一六ページ。
- (11) 『田川市史』上巻、八五〇ページ。
- (12) 安蘇竜生「幕藩時代における石炭山の従業者」、『郷土田川』No.88、一九六七年一月、に収録されている。
- (13) 安蘇竜生「林ヶ谷石炭喧嘩の顛末」、『郷土田川』No.88、一九六四年一〇月、一六ページ以下参照。
尚、安蘇氏の紹介する二つの資料についていえば、それは、二つの事件に関する関係者の調書であり、通常あまり立前えしか書き残さない炭坑経営側の資料と較べると、ほぼ事実のありのままが告白されていて、大変興味深いものである。
- (14) 検垣元吉「唐津藩石炭史の研究」、『史淵』八二輯、一〇二ページ。
- (15) 同上、一〇三ページ。
- (16) 池田史郎「佐賀藩武雄領の炭坑について」、『地方史研究』第一九巻第三号、一九六九年六月、二五七ページ。
- (17) 秀村選三「幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察」(一)、『エネルギー史研究ノート』No.2、一九七三年二月、一ページ。
- (18) 同上、四ページ。
- (19) 『福岡県史』第二巻下、二五七ページ。

- (20) 同上、二四五ページ。
- (21) 『筑豊鉱業頭領伝』、『近代民衆の記録2 鉱夫』、四〇ページ。
- (22) 同上、六四ページ。
- (23) 同上、一〇八ページ。
- (24) 同上、一一八ページ。
- (25) 同上、四二ページ。
- (26) 同上、五一ページ。
- (27) 同上、五五ページ。
- (28) 同上、五七ページ。
- (29) 同上、七六ページ。
- (30) 同上、八一ページ。
- (31) 徳川期の坑夫一人当りの年産出炭高は、例えば、『明治工業史』鉱業篇によれば(同書、七四ページ)後先一日・五トン、先山一人後山一人であれば一日七五〇kg、後山二人であれば一人五〇〇kgとなる。年産平均一人(年三〇〇日稼働として)二二・五トン至乃一五トンとなる。因に唐津の梶山村の押川炭坑の生産力は、まだ在来炭坑であった一八七一年(明治四年)には、年産内外坑夫合せ二二・五トンと算定される。ただし一六〇人の坑夫で一日二万斤、一年を三〇〇日稼働として(『日本石炭産業分析』五八ページによる)推計した。従ってこれは、『明治工業史』鉱山篇の数字とほぼ一致する。尚、内外坑夫、あるいは採炭関係坑夫とその他の坑夫の比率も、一八七三年(明治六年)の筑前の熱田村の炭坑の場合、ほぼ一対一となっている(『日本石炭産業分析』五八ページ)。
- 従って、かつて私の推計した徳川期の高島炭坑の坑夫数は、かなり過小に評価されていたといわなければならない。であるから、本論において先に算出した高島炭坑の坑夫数は、ここで示した算式によって訂正されている。また徳川期全体の坑夫数も、この算式に基づいて推計した。
- (32) 前掲「幕藩時代における石炭山の従業者」、『郷土田川』No. 26、一四九ページ。以下引用を略す。
- (33) 前掲「林ヶ谷石炭山喧嘩の顛末」、『郷土田川』No. 23、一六〜一九ページ。以下ページ略す。

- (34) 前掲松垣論文、一〇三ページ。
- (35) 同上、一〇六ページ。
- (36) 隅谷三喜男氏は、この解釈をとられ、すでに指摘したようにこの政策から「元方の保護と坑夫の移動取締りを規定している」と過大な評価を与えている。『日本石炭産業分析』、九二ページ。
- (37) 前掲池田論文、四九ページ。
- (38) 前掲秀村論文(一)、二二ページ。
- (39) 同上、三二ページ。
- (40) 秀村選三「幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察」(二)、『エネルギー史研究ノート』No. 3、六六ページ。
- (41) 遠藤正男「徳川時代の炭坑労働者」、『九州経済史研究』、一六八ページ。
- (42) 戸木田嘉久「産業革命」以前における石炭鉱業の形成」、『立命館経済学』第一五巻第二号、一九六六年六月、八二—三二ページ。
- (43) 『日本石炭産業分析』、九二ページ。
- (44) 拙著『日本炭鉱賃労働史論』の「高島炭坑における納屋制度」についての節を参照されたい。

あとがき

以上が徳川期石炭業における技術、経営、賃労働についての私の所見である。小論は、『日本石炭業の技術と労働』の中の「在来石炭業の発展水準」で論じ尽せなかつた諸論点を幾分とも詳しく論じることになった。もちろん私の論述が十分に実証的、かつ説得的になっているかは問題として残るであろう。この点については同様の先輩、同輩の御批判を待つしかない。

小論を終えるに当って二つの点を最後に指摘しておきたい。第一に、小論は、必ずしも私自身のファクト・ファ

インデングによって出来たのではなく、特に九州在住の多数の炭坑史研究者の研究成果に依存して綴られたものであるということである。小論に引用させていただいた諸研究の関係者にお礼の言葉を述べさせていただきたい。第二に、小論は、もともと国連大学の一研究プロジェクトに参加して書いたものを書き改めたものであり、従って私をプロジェクトに招き、研究過程で種々のアドバイスを与えて下さり、時には兆発的言辭で私を刺激してくれた国連大学の我々のプロジェクトのコーディネーターであり、リーダーであったアジア経済研究所の林武氏に、ここで感謝の意を記しておきたい。(一九八四年二月一九日記)。